「開戦・終戦の決断と食糧」について

―軍・外地を含めた大日本帝国として―

講師　海　野　　洋　氏

（公益財団法人農林水産長期金融協会専務理事）

［平成 28 年11月 7 日開催］

１　はじめに―75年前の我が国を想う―
２　昭和１４年の朝鮮大旱魃とその影響
３　開戦の決断（近衛内閣・東条内閣の国策検討）
４　開戦後の展開
５　終戦の決断
質疑応答
参考資料

解　題

両　角　和　夫

平成28年度の第３回講演会は、11月7日に「「開戦・終戦の決断と食糧」について～軍・外地を含めた大日本帝国として～」と題して、海野洋氏が講演された。

海野氏は、昭和50年に農林省に入省後、大臣官房、経済企画庁や長崎県諫早市への出向、経済局、農林水産技術会議、水産庁、内閣官房、構造改善局など多くの部署で勤務され、農林水産技術会議総務課長、水産庁管理部長、東北農政局長、東北大学大学院法学研究所教授等を経て平成21年に退官、現在は(公益財団法人)農林水産長期金融協会専務理事の職にある。なお、この間、東北大学農学部と千葉大学大学院でも、豊かな学識を買われて臨時講師を務められた。

今回の講演は、本年５月に出版された著書『食糧も大丈夫也 - 開戦・終戦の決断と食糧』（農林統計出版)をベースに、膨大な内容についてある程度焦点を絞ってお話しされたものである。本書は、従来研究のほとんどない大日本帝国の食糧をめぐる政策決定の過程を克明に分析したものであり、毎日新聞の書評等でも高く評価されている。

さて、海野氏は、こうした問題に取り組んだ理由について、開戦の決断をする際、食糧のことについてどのような見通しを立て、その後どのような努力をしたのか、また、終戦を迎えるに際しては、食糧についてどのような事情があり、どのような判断をしたのかに関心があったからとしている。その上で、第31代米国大統領の警句、「戦争は銃で始まるが、決着をつけるのは常にパンである」を紹介し、わが国でもすでに昭和のはじめには、第一次世界大戦でドイツが食糧不足で負けたことは常識であり、軍を含めた食糧の問題について常に関心があったことは間違いないと述べている。

また、講演の副題に、「軍・外地を含めた」との部分があるが、これは今回の講演を理解する上で重要な部分である。と言うのは、食糧の確保を巡って、農林省は軍と絶えず対立関係にあったこと、一方、外地は開戦当初は拓務省の所管の下で台湾、朝鮮には農林局があり、農林省は内地でしか食糧需給の監督権限を持っておらず、帝国全体の食糧需給には責任を持てなかったからである。

以下簡単に、講演の内容に関して紹介、解説しておきたい。全体は６つの部分からなる。「１　はじめに」では、講演の趣旨等を述べ、「２　昭和14年の朝

鮮大旱魃とその影響」では、昭和12年に支那事変が始まり、農林省が軍にお米を供給するシステムを構築した直後、すなわち米穀の統制関係の法整備を始めて2年後の昭和14年には朝鮮大旱魃（米の作況61）が起こり内地の需給に大混乱が生じたこと、また、その影響が、結局は如何にして南部仏印からの米の輸入、確保するかという問題を引き起こしたこと等が述べられる。

「３　開戦の決断(近衛内閣・東條内閣の国策検討)」では、２度の御前会議を経て開戦が決定される過程が詳細に論じられる。この検討の過程で本のタイトルとなった、企画院総裁の「食糧も大丈夫也」の発言がある。海野氏は、ここでの「も」と言うのは、他の問題もさんざん研究して、ついでに言うと「食糧も」だ、と見ている。そして、こうした表現に、「開戦に当たって、食糧について、国としての統一した担当組織を持たない、あるいは十分な検討を行わない、農林省を参画させない、官僚が知らない、こういった中で、また今後の対策の前提条件も確認しないまま」(講演の最後の部分で言及）であったことを象徴的に示す言葉であると指摘している。

「４　開戦後の展開」では、米の輸入はかなりの船腹が必要であるが軍との関係でその確保の問題があり、生産対策も困難であり、食糧統制に関する法令も整備にも整合性の欠如があったことなど、じつに詳細に論じている。そして「５　終戦の決断(鈴木内閣の国策検討)」では、食糧確保が困難の中で軍の要求に応えることも難しくなり、結局は昭和天皇の聖断を仰ぐ形で終戦に至る過程が述べられる。最後の「６　むすびに代えて」では、開戦に当たり安易に食糧も大丈夫と判断したが、食糧は人間にとって一日も欠くことが出来ない基本的物資」であり、「何とかなるだろう」と楽観して良いものでは決してない、ことを強調されている。

海野氏は、今回の講演で、農林省と軍との関係がどのようであったか、という論点を設定し、第１回戦から７回戦まで７ラウンドを取り上げ、内容を詳細に検討している。そこでは開戦から終戦までの間、食糧をめぐる両者の立場の違い等が極めて具体的に示されており興味を大いに惹かれる。その他紹介したい多くの重要な事実の紹介や貴重な指摘がある。紙幅の関係で割愛するが、得るところが多い講演である。講演記録をじっくり読んで頂ければ幸いである。

司会（田家）　第３回講演会を開催させていただきます。本日は、本年の５月に『食糧も大丈夫也―開戦・終戦の決断と食糧』を出版された海野洋さんをお招きし、お話を頂きます。

当財団の創立者である石黒忠篤氏は、２回――１回目は開戦前の第二次近衛内閣で農林大臣として、２回目は終戦内閣である鈴木内閣で農商大臣として、大臣に就任されています。この時期が、海野さんの本のテーマである時代と重なっており、本の中にも随所に石黒氏の発言の引用やら、あるいはどういうお考えをもって臨まれたかということが窺われる記述が多数ございます。海野さんにご講演を依頼したところ、お忙しいところ、快諾していただきました。

海野さんは、昭和50年に農林省(当時)に入省されまして、その後、幾多の部署を担当され、農林水産技術会議総務課長、水産庁資源管理部長、東北農政局長、そして東北大学大学院法学研究科の教授を経て、平成21年に退官されました。現在は、公益財団法人農林水産長期金融協会の専務理事を務めておられます。

海野さんから１時間ないし１時間半程度お話をいただきまして、その後、今日、御参加いただいています皆様方と質疑応答をお願いしたいと思います。東北大学で御一緒されたという縁もございまして、両角先生に解題をお願いしております。質疑の皮切りとして、両角先生に質問をお願いし、その後、皆様方から御質問をいただきたいと思います。なお、今日の講演につきましては、私どもの学術誌でございます「農業研究」の別冊に掲載いたしまして、全国の大学、図書館などに配付することにいたしております。

１　はじめに―75年前の我が国を想う―

海野　ただいまご紹介いただきました海野でございます。今日はこのような場を設定していただきまして、まことにありがとうございました。大先輩がたくさんいらっしゃる中、ちょっと緊張しております。どうかよろしくお願いいたします。

今日の演題は、資料タイトルにありますように、「開戦・終戦の決断と食糧について」でございます。この開戦・終戦の対象となる戦争は、昭和16年の12月

８日に始まった、日本では大東亜戦争と呼んでいた米・英・蘭・支を相手にする戦争です。支那事変と続けて15年戦争とする見方が多いようですけれども、日本が開始の決断をしたという意味で、12月８日から始めた戦争と私は捉えております。

その決断をする際に、食糧のことについて、どのように考えて、どのような見通しを立てて始めたのか。その後、どんな努力をしたのか。そして、最後の終戦を迎えるときは、食糧について、どのような事情があって、どのような判断をしたのかというのが私の関心であり、先ほどちょっとお話がありましたように、『食糧も大丈夫也』というタイトルをつけて、このような本を出しました。その内容について、かいつまんで、少しお話をさせていただきます。

冒頭に（資料１）戦争と食に関する警句を掲げました。「戦争は銃で始まるが、決着をつけるのは常にパンである」。これは米国の第31代大統領フーバーの、日本との戦争が始まった後、昭和18年の発言です。第一次世界大戦後の救済管理局長を務めた経験を踏まえてのものだと思います。

これからもわかるように、昭和の初めには、第一次世界大戦でドイツが食糧不足で負けたこと、これはいわば常識だったと言えます（資料２）。軍を含めた為政者は、当然、食に関心がありました。外務省関係者や、軍関係者はヨーロッパに調査に行っています。私の母方の祖父も命ぜられて、ヨーロッパに調査に行っています。フランスの近代的な動員制度を調査に行ったのですけれども、当然、食糧の問題をどうするかも含むもので、軍人、あるいは軍を含めた為政者が食に関心があったということは間違いないと思います。

さて、この戦争を始めるときに、食糧についてどう考えたのかという点ですが、実は戦史、昭和史、そして農政史の分野でも、余り十分な研究が行われてこなかった。少なくとも、私が読めるような簡単に纏められた本はなかったと思います。

話を進める前に、釈迦に説法でございますけれども、既に75年も前になりますので、そのときの日本のことについて、少しお話をさせていただきたいと思います（資料３）。

１つは、当時の政治の形態、統治機構ですが、内閣があって、元首である天皇、そのほかに軍があったことは御存じのとおりです。海軍省と陸軍省はもち

ろん内閣の中にあり、そのほかに統帥部門（参謀本部と軍令本部）があったことも御案内のとおりであります。それと同時に忘れてはならないのは、台湾と朝鮮に総督府があって、これは内閣の内にはなく、天皇に直隷していたことです。

台湾、朝鮮には農林局というのがあって、それが外地の農業部門を担当していた。つまり農林省は、現在と同様、内地だけの農林省だったことになります。外地の農業政策については何らコントロールができなかったのです。これは行政の面もそうですし、気をつけなければいけないのは統計です。当時の大蔵省が作っている通関統計(日本貿易年表)は内地だけの統計で、外地分を足さないと、オールジャパン（大日本帝国）としての姿はわからない。

それから法律も然りです。例えば食管法ができても、当然に朝鮮、台湾に適用になるわけではありません。食管法の一部を、あるいは全部を勅令で個別に手当をしないと適用できないということになっていましたので、オールジャパンを見るときには、その点、注意が必要だということです。

農林省は内地だけの担当をしていましたので、同省編纂の『農林行政史』を読んでも、オールジャパンの全貌はわからない。内地のことはわかりますけれども、全貌はつかめないということが第１の問題点です。

それから、そのときの編集者の方の考え方なのでしょうけれども、軍や戦争に関する記述がほとんどありませんので、軍との関係でどんなやりとりをしたのかとについて、『農林行政史』を読んでもわかりません。もっというと、戦争を始める際にどのような検討をしたのかについては全く出てこない。言い方は悪いですが、3.11の大津波と同じように、突然12月８日が来たかのような書き方になっている。これは、私の関心からすると、ちょっと不満です。

次に、また恐縮ですけれども、昭和史の“オサライ”です（資料４）。昭和12年に支那事変が勃発します。その後、ヨーロッパで戦争が始まって、日本はビルマルートの封鎖などをしながら日独伊三国同盟に向かっていきます。そして南部仏印に進駐する。これが大きな契機になるわけで、日米関係も、これに応じて非常に悪くなり、日独伊三国同盟ができた後、両国間で交渉が始まります。以上のことはよく知られています。

この時期を米との関係でみると、支那事変が勃発したすぐ後に、「米穀の応急

措置に関する法律」（注１）が制定されます。これによって、国（農林省）が軍に対して米を供給することができるシステムが初めて導入されます。軍はそれまでは、今の自衛隊と同様に、お米屋さんから米を買っていましたが、需給が非常に逼迫する可能性があるのでこの法律がつくられたのです。これが米穀の統制関係の法律の第１号になります。

ここに赤い字で「Ｒ Ｉ」と書いてあります。今日は、農林当局と軍との関係をポイントの一つに挙げお話をします。なおもう１つのポイントは、先ほど言いましたように、外地との関係です。

この「Ｒ」はラウンドの略で、これは軍との関係の第１回戦（第１ラウンド）になります。このときはおとなしく、こういう法律が必要という要請を受け制定作業が進められたものだと思います。

これ（同法制定）は昭和12年ですが、2年後の昭和14年に非常に大きな問題が起こります。それが朝鮮の大干ばつです。これによって、内地の需給に大混乱が生じましたが、この事態に応ずる法律は直ちには制定されず、既存の法律（「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」）に基づく農林省令が幾つかできて、統制が強められます。16年の４月からは、大都市で、いわゆる配給も始まりました。この後は、日米交渉がうまくいかず、結局ハルノートを突きつけられて、開戦に至るわけですけれども、それは少し先の話です。

さて、この図は（資料５の右図)、農林関係の方には非常におなじみですが、同じような形で、その当時の日本(内地)の食生活をまとめたもの（資料５の左図)がありました。昭和14年度の姿です。同年の米の供給は13年度米が基本ですので、朝鮮大干ばつの影響のない時代の図となります。全体の供給量は2,000カロリーで、現在の2,500カロリーと比べて大分少なく、その大半を米でとっていました。米は87％まで内地産で賄い、足りない分（白地の部分）は外地米で補っていました。

２　昭和１４年の朝鮮大旱魃とその影響

このような食生活をしていた中で起こったのが、朝鮮の大干ばつです（資料６)。作況の前提となる平年作がよくわからないので、過去３年の平均をとりま

した。それと比べて、朝鮮全体で61とかなり悪い状況です。特に南が悪くて、30とか27とかの数字が並んでいます。なぜこんなことが起こったのでしょうか。今ならば大豊作の年ではないかと思う天候（少雨・高温）でしたが、当時の朝鮮が今日の日本と決定的に違ったのは、天水田だったことです。イリゲーションシステムができておらずそもそも田植えができないという状態ですので、収穫はもちろんできません。これが昭和14年で、開戦（昭和16年）まであと２年間しかありませんから、その間に大規模なかんがいシステムが整備できたはずもありません。金もかかるし、時間もかかるものです。朝鮮大干ばつと同じ状態のまま、我々は戦争に向けてどんどん走っていったわけです。

朝鮮からの米が入らなくなりましたので、慌てて仏印、タイから大輸入をすることになります（資料７）。しかし、輸入に関して幾つか深刻な問題が出てきます。その一つは、現在の日本と異なり、当時はお金がなかったことです。輸入する現金、正貨がなかったのです。ここに示すとおり、当時の外貨準備高の３分の１くらいを米の輸入に使ってしまうと、ほかのものが輸入できなくなる－今では考えにくいのですけれども、こういう時代でした。このため輸入できなくなる部局が非常に不満を持つ。その最大のものが陸軍でした。戦争するのに輸入に頼らなければならぬという問題はさておき、そのときの畑陸相が、「農林当局の無能により何等手を打たず、結局外米300万石輸入を要求しあるが、これが為に外資7千万円を必要とし、物動は75％に降下することゝなり、到底国防計画を実行するを得ず」と日記に書き記しています。畑俊六（前職は侍従武官長）は、昭和天皇の信任も厚く、物事を非常に幅広く見ることのできた方なのでしょうが、その方ですらこう言っている。これは15年の５月のことです。

これが、農林省と軍との第２ラウンドということになるかと思います。この「何ら手を打たず」頑張ったのは、その当時次官だった荷見安さんです。自由経済をもっとしっかりやっていれば、一般の市場を通じて物事がおさまっていくのだということを強く言われたのですが、軍から相当反発を食らって、この研究所の創設者の石黒さんが当時農林大臣ですけれども、荷見さんを更迭します。その後の次官は井野さんです。井野さんは、もうＯＢでしたがまた引っ張ってくるという、今でも珍しいような例のない人事までして、交代をしたことになります。

このころ、南部仏印進駐をするかどうかが議論されています（資料８）。つまり、フランスがドイツに負けて、政治的な空白ができるという状況にあったのですが、米をとりに行きたいという話が重なってきます。順調に輸入ができない理由があります。それは、仏印の総督府がドゴール派だったからです。ヴィシー政権下のフランス本国とも交渉をするのですが、実際に現地（仏印）へ行くとドゴール派で、いろいろなことで抵抗をする。少しずつ出荷を送らせるとか、様々な問題が起こってくる。そのためにも、軍を出そうとなる。北部仏印にまで既に行っていますけれども、米の生産地はサイゴンを中心とする南部ですから、南部まで押さえなければだめなのだという議論が出ます。これは「北風と太陽」で、北風派みたいな話です。そこまで手を突っ込むべきだと軍が言い、それに対して松岡外相が、南部に進駐すれば、みんなとれなくなるぞと反論する。あるいは昭和天皇は、別の件（日泰の軍事協定締結）について上奏を受けたときに、仏印の関係は十分注意しろよと言われています。更に、海南島に集結して、南部仏印に進駐する直前の段階で、一度呼び返そうと思ったと。そして、米が止まったら餓死するしかないから止めると考えて、東條陸相に伝えたと「昭和天皇独白録」にあります。ただし、その発言を疑問視する方もあり、記憶違いや自己弁護の可能性があるかもしれません。

それから、時期は少し違いますけれども、海軍に「国防政策委員会第一委員会」という相当海軍の動向に影響を与えたと言われている組織がありまして、そこが16年の６月に作成した文書に、「帝国海軍は左記の場合は猶予なく武力行使を決意するを要す」とあり、その中に、「米」の「全面禁輸をなしたる場合」が挙げられています。米を全面的に禁輸されたら、もう戦争をするのだというところまで、「海軍国防政策委員会」が主張してことは注目していいと思います。

これと並行して、日米交渉が進められています（資料９）。余りこのことについては申し上げるつもりはありませんけれども、「南西太平洋方面における両国の経済活動」がテーマで、日本側は、食糧についてはテーマではないと代表の井川さんが言っています。それに対してアメリカ側は、それも含めることを主張します。テーマ外とすることで始まったのですが、南部仏印進駐のときに、日本側から、あれは米が欲しいから行ったのだとアメリカ側に説明するのです。アメリカ側からは、ルーズベルトが直ちに、それなら仏印を中立地帯にしよう

ではないか、米は自由に買えるように保証するからとの提案が返ってきます。もちろん日本側はそれを拒否する。この後もいろいろな交渉があるのですが、結局ハルノートにつながっていくという、そういう流れになっています。

3　開戦の決断（近衛内閣・東條条内閣の国策検討）

開戦までのプロセスを申し上げます（資料10）。南部仏印進駐があって、アメリカが在米資産の凍結をします。そして石油などの輸出禁止を発表します。輸出禁止の対象に恐らく食糧は含まれていないだろうと思います。含まれているという記録を私は見つけられなかったのですけれども、極東裁判で、日本側（弁護団）は含まれている旨の主張をしています。ただし、主文では認められず、あの有名なパル判事の少数意見の中でも取り上げられていないので、多分、私の推測で間違いないと思います。

それはともかく、国策を再検討して、一度、９月の段階で開戦を決意します。しかし、そのときに昭和天皇は、明治天皇の御歌を出して、再検討を命ずる。近衛内閣はそれができなくて辞職する。東條陸相に大命降下するときに、昭和天皇はもう一回きちんとやり直せ（白紙還元の御諚）と言われて、これからもう一回議論をします。

このときに、大本営政府連絡会議が何回か続きます。総理と陸軍、海軍、大蔵、外務、企画院、それに統帥部が加わったものです。ポイントとなるのは、このメンバーに天皇が加わった御前会議で、２度開かれています。11月５日の御前会議で実質的に開戦が決定されたと言われています。それから、それを確認する意味で12月１日、開戦の１週間前に再度開かれています。この２度です。

この11月５日の御前会議に、企画院総裁は出席していますが、井野農林大臣は出席していません。言い遅れましたけれども、井野さんは２度目の次官になった後、昭和16年6月に農林大臣となっています。この局面では井野農林大臣です。そして先ほど言いましたように、石黒農相のもとで荷見さんが頑張ってしまったものですから、その後が井野さんです。井野さんは陸軍と比較的よかった人だと言えると思います。その方が農林大臣になっていたということは記憶されていていいと思います。

それから、12月１日のほうですけれども、ここには井野農林大臣は出席しています。それから、一見細かいことが書いてありますけれども、12月２日に拓務大臣が交代しています。これは後でお話をします。

それで、この11月５日と12月１日の御前会議のことについてもう少し詳しく見ていきますが、まず御前会議の前の日です。11月４日の閣議の席で、企画院総裁が発言をしています。それが海軍側の記録の中に残っているのですが、「食糧も大丈夫也」と記されています。それを私は取り上げて、本のタイトルにしたのです。「食糧も大丈夫也」というのは、非常に意味深重な言葉でして、「食糧も」というのは、ほかのものをさんざん研究して、ついでに言うと、「食糧も」だということで、理由まで書いていなくて、ただ「大丈夫」だという結論だけが書いてあるという、非常に象徴的な言葉だと思います。それで私は全体のタイトルにしたのです。

11月５日と12月１日の御前会議での両相の説明ですけれども、基本的には同じことを――結論が変わらなかったわけですから、同じことを言っているはずです（資料11）。井野さんは全部数字を挙げているわけではないのですが、そのときの農林省の数字は、――『農林行政史』などは期末の数字だけが挙がっていて、期初の数字がないのですけれども、実は農林省以外の資料にいろいろな数字が残っていまして、その数字を拾ってきて入れると、このようになるのです。1,000万石ぐらい輸入して、外地から1,000万石くらい移入して――当時の朝鮮、台湾は日本の一部ですから、輸入ではなくて、移入です。この両方をやって、それで何とか需要が賄えると、こういう計画で説明をしています。農林当局の数字が大体これですから、その代表である井野さんもこれで説明したはずです。

では、実際にどんな発言をしたかというと、次が井野農林大臣の説明の概要です（資料12）。不足対策として、「外国米に依りれが補給を要すべきを以て目下其の具体的手段を講じつつあり」と。つまり輸入をする。そのためにいろいろな努力をしていますよと。ところが、「外米輸入の困難なる場合も予想せらるるを以て国内に於て自給自足の対策を講ずるの要あるを認め、曩に戦時緊急食糧対策を決定」したと。その内容は、代替食糧の増産と消費の規制だということになります。

３番目、「朝鮮及台湾米の移入を確保すること絶対的に必要」だとし、当然、その輸送が重要だと述べています。ここで一番上に書いてあることとちょっとニュアンスの違うことが出てきます。外米の輸入について、「此際各方面の協力に依り極力之が輸入に努力し若し所期の外米確保を得ば之に相当する数量の米穀の貯蔵を行ふ方針の下に各般の施策を講ぜんとす」と。必ず要るのだと言っていながら、入らなかった場合は一生懸命いろいろな努力をして、帳尻を合わせるので、もしもうまく輸入ができたら、それは貯蔵のほうに回すという説明をしている。輸入は絶対必要だということを言っているわけではないのです。ここは、先ほどの表でお見せした考え方と、それから最初に述べている話とも、ちょっと違っているのです。

これを受けて、――１つ戻ります（資料11）。企画院総裁の説明（11月の５日の御前会議）は「米は17年度仏印泰よりの期待量を減すれは雑穀の利用必要」だと受け止められています。雑穀があれば、輸入はなくてもいいのだというのが、少なくともこの11月５日（井野大臣出席せず）、出席した鈴木企画院総裁が話したことに対する嶋田海軍大臣の印象です。何だかよくわからない話で、絶対輸入が必要だと言っていながら、必要がないかのようにも読めるようなことを言い、少なくとも受け取った側はそのように理解しています。東條大将も同じ印象を持っていますので、その程度の説明に終わってしまったのです。

それでは、この説明にどんな問題があるのか（資料13）。日本の食糧は大丈夫かというのが御前会議の場のテーマだった。昭和天皇は（実際に発言があったかは議論があるものの）、その日、集まったメンバーに、大日本帝国の食糧は大丈夫かと聞き、それに対して答えたのは、農林大臣だけだった。先ほど言いましたように、農林大臣は内地だけの農業担当大臣なのです。だから、外地がどうなるかについては、何も、誰も発言をしないまま終わってしまったことになります。

先ほど12月２日に拓務大臣が替わると言いましたけれども、実は、外地の関係の担当の大臣は拓務大臣です。拓務大臣は、外務大臣の東郷が兼任していました。東郷は外務大臣としての発言はしていますけれども、拓務大臣としての発言はしていません。これは「杉山メモ」を読むと、全く発言がないことが確認できます。

とすると、結局、大日本帝国の食糧については大丈夫かの議論をしていながら、内地は大丈夫ですと答えたにすぎないという点が、問題点のまず１点目。

それから、内地のほうも、それは外地から移入をすれば、外地産米を持ってくれば大丈夫だと、外国産米はちょっと疑問があるにしても、外地から持ってくればとしていますからと、当然、外地のほうで必ず出せるのかの確認をしなければおかしい話なのですけれども、確認をしていません。つまり、先ほど言いましたように、再度干ばつがあったら、米は出せないのです。

それからもう１つ、実は朝鮮が米を出すのには条件があります。また戻って恐縮ですけれども、ここで（資料11）1,000万石くらい移出することになっていますが、その条件は、満州から雑穀を持って来ることです。その雑穀を朝鮮の農家に渡して、その代わりに米を内地に持ってくるのです。つまり、満州の雑穀がうまく持ってこられないと、朝鮮の米は内地に持ってこられないという仕組みになっているのです。干ばつで出せる米がなければまずだめですし、仮に米があったとしても、雑穀が来なければ出すことはできません。お金でという話ではないわけです。これら２つの条件がなければいけないのですけれども、そのことについては全く議論されていない。それは拓務大臣が発言すべきことなのですが、外相で拓務大臣兼任の東郷は何も言わなかった（資料13)。

それから、行ったり来たりで申しわけないのですけれども、12月1日の御前会議の一番最後に、以上説明したものは当面の不足対策だったのですが、長期戦に応じた恒久対策として、「既に確立した食糧自給強化施設」があります。また、「日満支」を通じていろいろな施策を講じていますと、井野さんが言っています（資料12)。

しかし、「既に確立した食糧自給強化施設」によって大丈夫だと言っていますけれども、御前会議の場では、その自給強化施設の内容を説明していません。もうできているから大丈夫ですとだけ言って、それがどんな内容なのか、本当にそれは確実に行われるのかどうかとについて議論をしていない。ちょっと問題のある会議だったのかなと感じざるを得ないのです。

それから、具体的な問題事案は後で出てきますけれども、供給側の話ばかりしていて、需要側の話が出てこないことも問題です。需要についてよく言われているのは、総力戦で、軍需工場などに動員されたら、たくさん食べるように

なるのではないかという議論ですが、実はそれ以上に考慮すべき人口の増減についての議論が全くない。某大学教授と議論したら、そんな長期戦を考えていないから、人口増は考慮の必要はないといわれました。しかし、私が言う人口増減とは少し違います。将兵が日本国内から外国(外地)に出かければ、当然内地の人口は減るわけです。昭和21年、22年ごろにその逆の現象（復員による人口増）があったことを想起してください。この問題(人口の増減)について、全く議論がない。また、民間人が兵隊になると、兵隊のほうがたくさん食べますから、召集だけされて内地に部隊が留まっていれば、内地の食糧はタイトになります。一方その部隊が外国（外地）に出ていけば、途端に緩やかになる。

この問題は、実は軍事機密にかかわる問題で、そう簡単にいろいろな人の前でぺらぺらしゃべることができるものではないことはわかります。しかしそれが全く議論されない点に大きな問題があったと思います。

次は、鈴木企画院総裁の発言（資料14）です。細かいことは申し上げませんが、米の輸入の前提である輸送力の評価、これが過大だったと言わざるを得ません（資料14)。新造が過大で、消耗（沈没）が非常に少ない見込みでした。

もう１つの問題点は、３年平均で見て大丈夫だとしているのですけれども、これはタイムラグを無視している。最後の年に米が山のように届いても、全く意味がない話です。最初の年に餓死する人が出てきたら、３年後到着の米には意味はなく、画餅と言わざるを得ない。３年平均の議論をしている点は余り指摘する人がないのですが、鈴木企画院総裁の説明の中では問題ではないかと、私は思います。

それから、開戦か避戦かの検討に際し、米の輸入について、ダブルスタンダードで議論をされていると思います。鈴木貞一さんという方は、非常に独特の説明をされた方として有名でして、この手の話はよくあったらしいです。

それから３番目、非常に些細なことなのですけれども、これは私が役人だったから気がついたことです。鈴木企画院総裁の文書の中に、17米穀年度の説明があって、同米穀年度について、昭和16年の10月から17年の９月までという、括弧書きの注がついているのです。これは誤記です。正しくは、11月１日から10月31日までです。井野農相の文書の中には正しく書いてあります。それが、鈴木企画院総裁の中には間違って書いてあるのです。常識的に考えても――

我々が、閣議にかける文書に間違ったことを書いたら大目玉を食らう話です。ましてや昭和の中ごろの御前会議の資料が間違っているのです。通常では考えられない話なのですが、チェックができていない。もっというと、この米穀年度については、農林省はしっかりわかっているわけですから、つまり企画院総裁の文書は農林省に見せていない、農林省の官僚上がりの井野さんにも見せていない可能性があると思います。わずかな誤記ですけれども、そういうことにまで、我々は注意して史料を見ないといけないと思い知らされました。要は、ここで農林省と企画院との間が余り調整のないまま、思い込みで議論が進んだ可能性があることだけを申し上げたいと思います。

結局は開戦になったわけですけれども、開戦について、むしろ否定的な考え方は幾つもありました（資料15)。陸軍では、秋丸次朗の秋丸機関。これは昭和16年の夏です。それから海軍は、軍令部の図上演習を昭和15年の５月にやっていますけれども、その時これは石油が念頭にあるのですが、石油をとりに行ったって、持ってくるだけの船の護衛ができないではないかと。それは石油だけではなく、米だって同じ話です。それから総力戦研究所。第１回総力戦机上演習をやっています。16年の８月です。猪瀬直樹さんが『昭和16年夏の敗戦』という本でこれを取り上げています。このときに各省から集められた研究生で模擬内閣を造ったのですが、農林大臣は清井正さんでした。総理大臣は各省から出せなかったのでしょう。産業組合中央金庫（今の農林中金）から出てこられた窪田角一さん（農水省ＯＢの窪田武さんの御尊父）が務められています。もちろん、戦争をしても無理だとしています。それから満鉄の調査も同様です。あるいは、陸軍、海軍、その他でも、ＯＢになられた方で、無理だとはっきりおっしゃっている方はたくさんいます。

４　開戦後の展開

ここから開戦後の展開についてお話をします（資料16)。最初は、まず米の輸送についてです。昭和16年11月５日の御前会議で企画院総裁は、民事用として300万トン相当の船腹が必要だと説明しました。最初の南方作戦のときには、船を軍が使わざるを得ないので、少しは減らざるを得ないけれども、すぐそれは

回復するとしていたのですが、その約束が守られません。これが軍との関係の「ＲⅢ」となります。なかなか返ってこないところに、ガダルカナルの消耗戦が始まって、ますます軍では船が必要という状態になってくる。それに対し、企画院が未決着の分をまず解消してからだと主張しますが、事務方ではまとまらず、結局、東條首相のところに持ち込まれました。御存じだと思いますけれども、田中新一参謀本部第一部長はその場に行って議論していて、東條がなかなか「うん」と言わないものだから、「馬鹿野郎」と言った。総理大臣をつかまえて「馬鹿野郎」とは、すごい人がいたものです。この暴言で田中部長は飛ばされますが、この船の問題については、つまり軍需に使うか、民需用に使うかということについては、軍（田中部長）が持ち出した案がそのまま認められる。けんか両成敗ではないですけれども、そういう形で収まっています。ここまでやったということです。

開戦決断の段階で、一定の時期に至れば傭船は軍が必ず解消することを確認しておくべきでした。今なら我々は、覚書を結びます。そういうものがあってしかるべきだと思うのですけれども、何もやっていません。口約束は簡単に破られてしまったのです。

戦争の前半は軍需との関係で船をとられ、後半は船自体がなくなりました。

これがＣ船による輸送実績ですけれども、どんどん減っていきます（資料17）。ちなみに、Ｃ船というのは民需専門の船のことです。Ａ船というのは、陸軍が軍需に使い、帰りは民需物資を運ぶ。Ｂ船は海軍が使って、帰り船は民需輸送をする、そういう船が別にあります。Ｃ船は専ら民需船で、全体ではどんどん減っていく。ただし、穀物は少し波を打ちながら一定量を運んでいます。波を打つのは、端境期に向かっては、前倒しにして運ぶ。それが終わると、今度は前倒しで渡した分を返してくれということになって、量が減るという、こんなことを繰り返すという状態です。最後段階の話は後で出てきますけれども、とにかく計画以上に満州の雑穀を運ばなければいけないという、そういう事態を迎えたことがこの図からわかります。以上が輸送の話です。

２つ目は、生産と手段の推移を表にしたものですから、詳しくは後で見ていただければと思いますが、昭和20年は特に米の収穫が悪い（資料18）。作付だけで１割減っています。農業従事者の数を見ると、全体の数は増えているのです

が、男子が減っている。つまり女子化率が非常に高くなっています。それから驚くのは販売肥料で、昭和15年、戦争が始まる前の年に比べると16%にまで落ちている。これでは幾ら何でも農作物は生育しなかったのではないかと思います。

生産増の対策です（資料19)。カロリーベースで最大値をとろうということで、まずなるべく面積を確保する。転用は禁止する。空地を利用する。次に単収をなるべく上げるように努力する。最後に、作物はカロリー価の高いものにする。単収を上げる方法として注目すべきは、高生産性農家のところに集中することにしています。実は今の農地法にもある規定ですが、これが多分嚆矢になったのではないかと思います。譬話をすれば、ろくに田んぼの手入れもしない海野ではだめで、お隣にいる両角先生というのがよくできるから、耕作してもらえとします。いろいろな手続を経ると、最後には私が嫌だと言っても、両角先生がそこを利用することができる制度がこの戦時中に設けられます。最初は全く耕作しない場合のみですが、一生懸命やってもできが悪い場合にまで範囲を広げます。この手の話は『農林行政史』にしっかり書いてありますので、これ以上は申し上げません。

さて、３つ目は、食糧統制に関係する法令の整備の話です（資料20)。先ほど支那事変が始まったときに、国が軍に対して米を供給することができるシステムができたことを紹介しました。昭和12年です。それが、朝鮮大干ばつなどがあった後、配給を目的とするものに改められます。その後、２つの農林省令が制定されました。これらを、戦争が始まった後、昭和17年に食糧管理法に整理しました。食糧管理法では、自家用飯米を除いて全量供出が義務づけられています。ただし、手許に残せる量は、１人４合から４合３勺ぐらいで、普通の都市の住民は２合３勺ですから、量は相当多いです。これを我々は覚えておく必要があります。農家は市町村農会を通じて農林省に、そこから地方食糧営団を、更に従来お米屋さんであった営団の配給所を通じて、都市の住民に米穀通帳で配給します。このスタイルについては、皆さんおなじみなのではないかと思います。

さて、軍への供給はどうなっているかというと、農林省が直接大口の需要者の一として販売するというシステムになっていました。つまり、軍に対する供

給は、農林省がコントロールするというのが、この食管法のルールです。ところが、これと全く別のルールがもう１つ併存していました。それが、「徴発令」です。明治15年の、つまり内閣制度が始まる前の太政官布告という形式の法令の第43号がそれで、軍が現地から直接ものを取り上げることができる制度です。

農家が都市の住民に米を売り渡せば、これは闇米になります。この食管法の定めるルートから外れるものは違法となります。つまり軍に直接売ることも食管法では違法なのです。ところが「徴発令」上は堂々と制度にのっとっている。「徴発令」は、令という名前がついていますけれども、法律と同格のものです。もっとも、この「徴発令」は厳密に言うと、地方公共団体を通じて出せと規定しているのです。ただし、農家に対して直接出せということもできるという例外もあります。それは、この「徴発令」に基づきながら「徴発令」のもとにある「徴発事務条例」（明治15年太政官布達第26号）によるものです。この「徴発令」は一度も改正がされないまま、戦後廃止になっています。つまり食管法をつくったときに、この法律格の太政官布告が残っていたのです。

食管法の制定のときに、村田豊三さんが担当事務官で随分苦労されたという話をいろいろな年史のようなものにお書きになっていますけれども、そのときに出てくるのは、法制局との間で、法律をつくる必要があるかどうかという議論があった、内務省から意見が出てきたとはあるのですが、陸軍省、海軍省から意見が出てきたとは書いてありません。なかったのだと思います。結論的にいうと、この問題(両者の衝突)が生ずるということを予想していなかった。つまり、食管法は内地だけしか適用はないですから、内地で「徴発令」が使われるということを予想していなかったということになるかと思います。

ちなみに、「徴発令」というのは、実際に戦争をしている場合だけではなくて、演習をするときにも発動することがあります。ですから、内地で戦争がなくても「徴発令」は発動される可能性があり、要するに全く違う２つの制度があったことになります。

我々、小ざかしい法律事務官の常識からすると、このような場合、食管法で「徴発令」を改正するか、さもなければ食管法に「徴発令」による場合を除く例外を設けることをします。ここから先は私もよくわからないのですが、大学で昔習った記憶によれば、「後法は前法を破る」（後の法律と前の法律がバッテ

ィングする場合は後の法律のほうが優先する）という原則があるのですけれども、これだけ根拠規定が違う、存立する基盤の違うものは、後法、前法の関係には、私はないと思います。ただし、よくわかりません。敢えて言えば、全く誰も気がつかなかったのかもしれません。

帝国議会の審議になっても、このことについて議論した様子はありません。ただし、外地で米を徴発するという言い方の箇所が出てきます。それから、稲わらで作る「叺」の徴発が多くて、随分困っているという発言も議員から出てます。いずれにせよ、米自体を内地で徴発するという想定はしていません。これよりももっと統制レベルの低い、野菜などは規則(農林省令)に根拠をおいています。これらと「徴発令」とは法令としての格が違うので、そうすると「徴発令」が優先するのでしょうか。ここのところはもう少し勉強しないとわからない、難しい問題がありますが、いずれにせよ、こういう問題（相反する規定の併存）があったのです（軍との関係の第４ラウンド)。私、今、概念論だけでお話ししているように見えますけれども、後にその具体的事例が出てきますので、見てください。

次に、１人１日当たりの配当基準量の比較です（資料21)。先ほど言いましたように、都市住民は２合３勺ですが、農家は４合３勺まで食べることができた。それに対して、陸軍、海軍の軍人はもっと食べていたことになります。ですから、都市の住民を召集し兵士にすると、一遍に米の需要量が増えます。農家だと余り差はないのですけれども、都市住民だと、大きな問題が出てくることになります。

さて、戦争もどんどん進んでいきまして、沖縄戦となります。これから沖縄の話をしますけれども、沖縄戦は御存じのとおり、４月の初めにアメリカ軍が上陸して、６月の23日に組織的な抵抗が終わりました。冒頭に申し上げればよかったのですけれども、今日は西尾敏彦さんが来てくださっています。西尾さんには技術会議事務局長のとき私はお仕えしましたが、西尾さんにお願いして、沖縄における米の作期、いつが田植えで、いつが収穫なのかをお調べいただいたことがありました。というのは、沖縄県の知事は泉紀守さんの後、上陸直前になって、島田叡さんが就任しました。島田さんは、アメリカ軍が上陸した後も、田植えをしろ、稲刈りをしろと盛んに言ったという記録が残っています。

それは、田植え（や収穫）ができるまでは、少なくとも沖縄は頑張っていられることを意味します。それがいつなのか、何か手がかりがないかと思って、それで西尾元局長にいろいろ教えを請うたのです。

それはともかくとして、これは沖縄戦の下での食糧事情です（資料22)。まず左のグラフを見ていただくと、これは沖縄本島の、沖縄戦のときの状況です。全体で約40万人の県民がいて、うち約８万人が県外に疎開しています。ところが、約６万6,000人の第32軍の将兵が沖縄に移駐してきます。先ほど言いましたように、米で換算すると、約15万5,000人の都市住民が入ってきたのと同じ効果となります。それがこの図です。

沖縄本島の需給関係がよくわからないので、沖縄県全体で説明します。これは昭和18年当時の知事(早川→泉)引継資料を見るとわかるのですが、台湾産米が23万石で、県内産米が13万石ぐらいしかありませんでした。これは沖縄県全体ですけれども、沖縄本島でもほぼ同じだと見ると、このぐらい（約14万人）の人たちだけが食べられる米を県内で供給できたことを意味しています。ちなみに台湾産の米はだんだん移入ができなくなり、いわば武力封鎖の状態に陥ります。

さらに、昭和19年の10月10日に大空襲を受けます。10・10空襲です。これで約４万石の米を失っています。したがって、入ってこない分と焼けた分と両方の事態が移入米にはあって、これが十全になかったことはもちろんです。このような状況の中で、人口だけが増えている。その上、さらに、先ほどお話しした問題が発生したのです。実は、第32軍はほとんど米を持たずに沖縄に来ておらず、現地の米を徴発してしまったのです。そうすると、自分たちの、もともと食べていた自県産米をとられてしまい、台湾から来るはずの米もなかなか入ってこず、一部は焼けてしまって、人口だけが増になっている。これではなかなかやっていけないと思います（軍との関係の第５ラウンド)。

沖縄は、その戦争自体が非常に悲惨なものでした。軍と一緒に一般住民も戦うという前提で米軍を迎えたわけですから、仕方ないと言えばそのとおりですが、その戦争の悲惨さのほかに、食糧の面でも、これだけのことを沖縄の人にしたのだということを、我々は忘れてはならないと思います。

海軍の沖縄方面根拠地隊司令官の大田実さんが、６月６日付で内地に向かっ

て最後の電報を打っています。その中で「糧食6月一杯を支ふるのみなりと謂ふ　沖縄県民斯く戦へり　県民に対し後世特別の御高配を賜らんことを」と言っていますが、食糧のことでもこれだけのことが起きました。そしてもっというと、先ほどの「徴発令」が優先するか、食管法が優先するかの問題に戻すと、このこと（食糧の配分権）をもしも農林省系統が握っていれば、ここまで深刻な事態は起こらなかったかもしれません。もちろん、第32軍はもっと早く負けたかもしれませんけれども。法律をつくったときのちょっとした役人同士の事務的な確認不足が、実際にこういう問題を引き起こしていたことを、我々は覚えておかなければいけないのではないかと思います。

ちなみに、後でも申し上げますが、全体としては、陸軍も海軍も食管法のルールを尊重して行動しています。農林省に対して米の要求を出す、その査定を受ける形で仕事をしていますけれども、ここ沖縄では少なくとも「徴発令」が優先されたのです。全く何のルールにも基づかず第32軍がやったと、そういうことを言われる方もいるのですけれども、「徴発事務条例」に基づいているのですから、ルールはあったのです。意外と律儀に、いろいろなことを陸軍はやっています。以上が沖縄の状況でした。先へ進みます。

再び一番最初に見ていただいた、大日本帝国の統治機構です。すでに言いましたように、外地は内閣から独立していたのですが、全体の事務の統理という形で拓務省が権限を持っていました（資料3）。この図は、内外地ばらばらの状態で戦争が始まったということを意味するものでした。

これが昭和17年に少し姿を変えます（資料23）。拓務省が解体されます。同省は解体されて、外務省の一部と一緒になって大東亜省という役所ができます。それと同時に、外地に関する権限は、内務省の所管に移ります。その後は、事務の統理は、内務省が行うこととなります。またこのとき（昭和17年の11月）から、農林省にも一定の権限が与えられることになりました。米麦その他の主要食糧農産物に関する事務につき監督権を持つことができます。これは農林省の悲願だったらしく、井野さんが開戦前の御前会議のとき（昭和16年12月1日）にも、この点に触れています。ですから、ようやく実現できたことになります。しかし、監督権限は全面的なものではなくて、もっと小さくすべきとする総督府側の抵抗があったりして、それはそれでおもしろいのですけれども、省略し

て先に進みます。

このように、農林大臣が食糧について相当の監督権限を持つ時代となったのですけれども、内地の期待になかなか総督府(外地)が応えないという事態が起こります（資料24)。「内地の期待に応えぬ両総督府」としましたが、南方からの輸送が困難になるにしたがって、「日満食糧自給に関する措置要綱」が昭和18年12月に決定されて、日満食糧協議会が設けられます。そこ（同協議会）で、米をもっと内地に持っていきたいと、農商大臣が盛んに言います。そのときは島田俊雄さんが農商大臣で、「朝鮮、台湾側に対し、お説教とも言える態度で督励」したけれども、「朝鮮、台湾側は、悪条件を羅列」して、ついにこれに応えなかった。この協議会では決裂して、さらにその後、朝鮮側が残って協議を続けた結果、昨年の約４割減という形で決着するということになりました。

この後、戦況はもっとひどくなって、輸送する船もなくなってしまいますが、輸送力の前に、移出力がそもそもなかったことになります。最初のとき（開戦前の御前会議）に、移出が十分できるだけの力はあるかを確認していないから、このような問題がここで起こってきます。

次は、「揺れ動く方針」とまとめて見ました。米の配給量を減らすことは、国民の戦意を喪失させます（資料25)。戦意を高揚させるためには、米を増配する必要がある。しかし、増配すれば、長期にはもたない。短期的に戦意を高揚させるか、米は長くもたせそれなりの戦争を続けるかという、そのどっちの道を行くか、悩ましい問題です。大臣は井野さんの後、山崎大臣、それから内田大臣、島田大臣、石黒大臣と続きます。途中で（昭和18年11月から）農林大臣が農商大臣になっています。このうち、井野さんと石黒さんがいわゆる官僚出身になります。

以下の話は井野さんの回顧録の中にも出てきますが､300万石の米を軍に隠して捻出していました｡先ほどからお見せしている需給表の簿外に300万石持っていたのです。あの数字自体は昭和天皇にまで説明していますから、昭和天皇もだまし奉ったことになりますが、いずれにしても持っていたのです。ところが、それが内田大臣のときに見つかってしまいまして、このうちの150万石を、内田大臣が防空備蓄米という形で使います。そのほかにも、学校給食とか幼児の加配などを実施します。この結果、需給調整は厳しい、非常にきつい状態となる

のです。

続けて、島田大臣は90万石を東京と大阪の加配に使ったとあります。またたびたび、配給は維持すると言明しています。ところが、もうそれほどの米はないのです。大臣を支える官僚側としては、そんなことはできませんと言いますが、大臣は、それと異なることを次々発言され、実行するという事態が起こります。それの代表的な例をいくつか示します、これ（資料25の最初の例）の出典は『細川日記』で、下の２つは『農政落葉籠』からです。島田さんが19年の８月、これは小磯内閣ができて早々のころですが、「長く細く行くか、太く短く行くか、何れかなり」「食糧配給を３合とし３月間を給するとの案を述べた」と出てきます。２合３勺でも大変だというのに、３合まで引き上げる案に言及した。大臣がです。その後も、「戦意高揚の為めには、後日に多少の支障があっても、増配を断行せねばならん」－これは20年の２月の発言です。

同じころ、町田国務大臣は、これは石黒さんへの回答ですが、「米軍が上がってきて、食われてしまうなら、今のうちに食うというのもいい」と発言しています。これはすごいですね。アメリカ軍は、弁当も持たずに日本に来るつもりで、しかも米を食おうとしているという想定です。町田大臣は「のんきな父さん」というあだ名がついていたらしいですから、そういうことまで言われたのでしょうか。もう戦争の継続など、余り考えていない発言だとしか思えません。

この発言があった数か月後、石黒農商大臣の出番となるのですが、その前に１つだけ。この話（隠し米）は、内田大臣もわかるくらいですから、当然、軍にもバレたわけです。そうしたら、軍のほうは、300万石ではなくて、まだ持っているのではないかと疑ってきます。農商務省が調整できついことをいろいろと言ってくるけれども、本当なのか、隠し米がまだあるのではないかと言ってきます。それから、ここには挙げていませんけれども、農商省が、地域別の数字（北海道や東北地方にある食糧の数量がどのくらいか）を言明しないのでイライラしています。これは明らかに戒厳令、国土が分断されたときにどうなるかについての問題ですが、陸軍が検討しているのに、農商省のほうは動かない。これらが軍との関係の第６ラウンドです。

5　終戦の決断

終戦への決断に進みます鈴木内閣ができ、石黒農商相が登場します（資料26)。このときに「任怨の覚悟」と発言して、要するに、うらみを買ってでもすべきことはやるよと言われた。これは『農政落葉籠』の中にも書いてあります。実際にはどんなことをしたかというと、まずは配給量の統一で、次は削減で最後は２合1勺にする。それから軍のほうの量も減らす。そのようなことに次々手を打った。ちなみに、この言葉をよく使われる最近の政治家がいらっしゃって、蓮舫さんとおっしゃる方なのですが、どうもちょっと使い方を間違えているのではないかという感じがします。

それはさておき、その後、５月11日から14日にかけて最高戦争指導会議（政府大本営連絡会議の後版みたいなもの）のメンバー閣僚クラスだけが参加する会議を設けられ、これで終戦に向かって議論をしていきます。役人も入った全体の会議、それに天皇が加わった御前会議では、６月８日に、飢餓の状態が出てくるかもしれないけれども、あくまで戦争を貫くとされたので、昭和天皇もびっくりされた。

その後、７月３日に、配給量１割減を閣議決定しています。それから７月10日には、「国内戦場化に伴ふ食糧対策」（其の一、其の二、其の三）を閣議決定しています。だんだん仰々しい名前になっているのですけれども、私が見る限り、国内戦場化、つまり沖縄戦の状況を反映したものとはなっていません。平成29年度予算の要求ではないかと思われるような項目も入っていたりして、よく読んでみるとおもしろいです。

それから、これは後でも出てくるので申し上げておきますが、７月３日（閣議決定）の日の夕方、石黒農商大臣は昭和天皇に単独で拝謁をしています。１時間、時間をとってもらっています。これは注目すべきことです。実は、『農政落葉籠』の中には６月の末と思われる記述（「議会後10日ばかり経て」）があって、お茶会があったので、その後、残って、昭和天皇に御説明をしたとあるのですが、どうもそれは石黒さんの記憶違いです。そのとき、お茶会は開かれていません。お茶会が開かれているのは４月18日だけです。それは、『昭和天皇実録』を私が読みにいって、確認してきました。可能性があるのはこの日だけで

す。

２合３勺を２合１勺に削減すると決め、大都市は８月11日から、それ以外のところは７月11日から実施すること、そこまでやらざるを得なくなったのですということを、石黒さんが昭和天皇に御説明しています。ですから、昭和天皇は食糧の実情についてはかなり御存じだったと言えます。

もう一度時点を戻します。４月の段階で、これは近衛元首相の秘書だった細川さん（細川元総理のお父さん）に、湯河食糧局長官が説明した資料ですが、４月２日現在で説明しています（資料27)。台湾と朝鮮から米を持ってきて、満州国産の代替食糧も入れて、それでも翌年度に持ち越すのはマイナスだという数字になっています。10月の15日ごろにはゼロになってしまう。日本国中、誰も食べるものがなくなってしまうということを意味しています。だから、ぜひとも、この食糧は持ってこないとどうにもならないことを説明したのです。

それで、そのために船をどうするのかという議論が物動計画をめぐって行われたのが４月16日です（資料28)。そのときに、そもそもなぜこんなことにならざるを得ないのかというと、軍の要求がものすごく過大（昨年に比べて非常に多い）であることを石黒大臣が指摘しています。また、地理的な交通が遮断されたとき、つまりアメリカ軍が上陸して、日本が分断されたような場合、そんなときのための対応だというけれども、それは了解できない、と。輸送も馬でとして馬の飼料（馬糧）も要求があるが、国民の一般の食糧についても馬で運ぶというのなら了解するとまで主張しています。食管法は輸送のことまで考えていませんから、少なくとも国内（内地）では自由に物が動くということを前提とした法律ですから、こういう問題が起こってくる。だからこそ「戒厳令」なのだと陸軍は考えているので、かみ合わないのです。

ちょっとおもしろい話があります。海軍も部隊間の食糧輸送に馬が要るとしていました。米内海軍大臣は、海軍側の資料をよく読んでいなかったのでしょう、「海軍にも馬糧が要るのかね」と驚きの発言をしています。つまり、船が全く使えない、このような状態になっていたのです。

これは軍の要求です。どんどん増えていって、20年は前年の倍以上の要求です（資料29)。内地と台湾の合計値ですが、昭和16年末には内地の兵は50万人ぐらいしかいなかったのが、昭和20年の終戦のときには250万ぐらい、陸軍が配置

しています。５倍の将兵を内地（と台湾）に抱えているわけで、当然要求も多くなるのですけれども、こんなことは当初の段階では全く考えてもいないことです。

ちなみに、召集によっても、農家の自家保有米が減しているわけでもありません。これはまたもう１つ大きな問題ですが、今日はそこまではお話ししません。次はその具体例で、昭和20年に九州に配置された陸軍部隊です。20年になってから増えた部隊をいろいろ調べてみますと、２桁の番号の師団と３桁の番号でちょっと規模が違うらしいのですが、全体で約46万人の都市がポンとできたのと同じぐらいのインパクトがあります（資料30)。軍が兵隊を召集したり、あるいは、北海道や満州から、部隊をこちら(九州)に移駐させたりすると、約50万人の大都市が一遍にできる、――これではとても食糧の需給調整をすることは難しいと思います。以上が、軍との関係の第7ラウンドとなります。

食糧確保の苦労話を続けます。満州から食糧を運ぶのに、運ぶ船がないので、北朝鮮で現在注目されている北部の清津とか羅津とかから、樽とか、ゴムの袋とか、ドラム缶とかに食糧を詰めて流します。海流に従って、山形から島根県あたりのどこかには到着するはずだと、もう大真面目なのですよ（資料31の左)。陸軍が先に研究していたらしいのですが、その後、東大の日高教授が石黒さんのところに言ってきたと『農政落葉籠』の中に書いてありますし、陸軍の経理部関係の資料にも採り上げられています。日本海側のどこに着くか、農林省の関係者、渡部伍良さんという方ですけれども、探し回ったことが伝えられています。

それから、これは農林省が閣議請議したわけではないのですけれども、「団栗の食糧化に関する件」が、閣議にかかっています。要は、どんぐりを500万石以上集めて、これには渋がありますから、その渋抜きをして、食用に回すことを決めたものです（資料31の右)。どんぐりは稲作を開始する前の縄文人が食べていたのは広く知られています。他方、昭和30年代ぐらいまで、山の民は食べていたと文献にありますから、全くおかしな話でもないのですが、「竹やり」と「どんぐり」、海軍が「馬糧」、もう戦争ができる状態ではないということがわかります。それでもギブアップしなかった。すごい、見上げた精神です。

７月26日にポツダム宣言。広島、長崎に原爆。ソ連の参戦があって、８月９

日に第１回の臨時閣議。そして、その日の午後遅く、最初の昭和天皇の聖断。さらに、国体がどうなるかわからないから再度米国へ問合せとなり、バーンズ回答が来て、14日に２度目の聖断がある（資料32）。食糧が問題になるのは、最初の聖断とその直前の臨時閣議です。

臨時閣議において、石黒農商大臣が発言をしています（資料33）。発言者側の石黒さんの資料、例えば『農政落葉籠』の中には書いてありません。日本農研が『石黒忠篤伝』を出されていますけれども、その中にも出てきません。ここに示したものは、下村海南の『終戦秘史』と『ＧＨＱ歴史課陳述録』にある綜合計画局の池田局長の記録をまとめたものです。

下村海南さんはメモ魔として有名な方で、いろいろな記録を残されているのですが、石黒発言の後半部分は、余りにも専門的で、自分はメモがとれなかったと書いてあって、全文はわからなかったのです。しかし、つい最近、池田純久さんのメモを前記書の中に見つけ、それを合わせるとこんなものになります。

この中では、①未曾有の食糧難に陥って、時期的部分的に飢饉が招来するであろうと。②先ほど述べた７月10日閣議決定の決戦の施策案（「国内戦場化に伴ふ食糧対策」）は、国力よりも飛躍し過ぎていて実行不可能だと。自分で閣議決定しておいて、実行不可能もないと思うのですけれども、こんなことを言っています。③端境期まではとにかく１割減としたけれども、その後はどうにもならない。④21年度に向けては、天候が極めて不良だと。この年は本当に悪かったらしいですね。岩手県で霜が、７～８月なのにある。昭和６年というのは大凶作でした。「娘身売の場合は、当相談所へ御出下さい」と某村が掲示した、あの年です。⑤今、馬鈴薯を一生懸命やっているけれども、この後、天気が回復しても、平年作にはとてもならない。⑥注意すべきは、21年度産は満州の代替食糧が入ってこない。それから、「敵上陸地点皆無（としても）非常な困難あり」。米軍が上陸することがあったら、その地区からは食糧が来なくなることを指摘している。⑦最後には、食をあさる兵がいるので、寒心にたえないと言っています。

先ほどのものを数字に落としました（資料34）。９月３日、終戦直後の帝国議会に農林省が出した20米穀年度の数字と比較してみても、20年産米はものすごく減ります。実際、3,800万石ぐらいでした。さらに敵軍が上陸すれば、当然こ

れが減ります。朝鮮、台湾米はもう期待できません。防空備蓄米を放出する計画になっていますけれども、これ（備蓄）は一回使ってしまえばなくなりますから、二度は使えないねと。輸入はもちろんできない。代替食糧も減るでしょうし、特に満州産はなくなる。だから、消費は一層大幅に減らさざるを得ないのだと説明しているのです。

次の図は、先ほどなかなか農林省が出さなかったと陸軍が言っていた地区別の数字です（資料35)。陸軍のほうに残っていた糧食の数字ですけれども、農林省からの資料をもとにと書いてあります。これを見ると、近畿地方にほぼ相当するところ（中部軍管区）の中では、8.8カ月しかもたない。１年分の食糧がないという状態まで来た。

また、これは帝国議会での議論ですけれども、「義勇兵役法案外一件委員会」で柴山陸軍次官は、敵が早急に本土上陸をやらない場合にはどうするのだと聞かれて、それが一番困るのですと答えている。敵が上がってくるなら、もう華々しくやって、そこで負けだとなるが、それもできない。当時の日本軍は、持久戦とかゲリラ戦とか、ああいうのは非常に苦手としていました。ちなみに、この柴山さんという方は輜重部門出身の方で、非常に珍しいのですけれども、次官にまでなったということからも、時代の様相が大体わかります。

最後の話になります。御前会議の出席者です（資料36)。先ほど言及した最高戦争指導会議構成員会議のメンバーのほかに、御前会議ですからもちろん天皇が、それから平沼枢密院議長が参加しています。このメンバーの中で、昭和天皇は皇太子時代に英国を含む欧州を訪問されています。東郷外相は1919年に陸海軍軍人とともにドイツの視察団の一員としてベルリンに行っています。米内海相は1915年からロシアの駐在武官をし、20年からはドイツ、ポーランドに駐在している。つまり、第一次世界大戦後の状況を知っている人たちがこれだけいたということです。私は、この点に注目しています。これに総理を加えたメンバーが、終戦せざるを得ないと判断したわけです。先ほど言いましたように、石黒さんは７月３日の夕方に昭和天皇に上奏していますが、そのほか、いろいろな方が様々な情報を伝えています。石黒さんの閣議での発言は、閣僚は当然知っています。

さて、昭和天皇は最終的に終戦を判断されたわけですけれども、食糧問題に

ついては、終戦の記録には何も残っていません（資料37）。御前会議には石黒さんはもう出ていませんから、食糧に関連する発言はありませんでした。終戦の詔勅の中にある「帝国ノ現状トニ鑑ミ」の、この「帝国ノ現状」のまさにその一つだと思います。その一方で、戦後、昭和50年に昭和天皇がアメリカに行かれたときに、アメリカのマスコミから終戦の決断の動機を質問されて、こう答えています。「動機は、日本国民が戦争による食糧不足や多くの損失にあえいでいたという事実」、このためだったと述べています。いろいろな事情を考えて、特に食糧のことを念頭に置いた判断だったと私は思っています。

大東亜戦争のことについてお話ししました。一見無意味なことかとも見えますが、歴史は、未来を見つめる上での教訓として捉えるべきだと思います。開戦に当たって、食糧について、国として統一の担当組織を持たない、あるいは十分な検討を行わない、農林省を参画させない、官僚が知らない、こういった中で、また今後の対策の前提条件も確認しないまま、「食糧も大丈夫也」と判断したことは遺憾であったと思います（資料38）。

食糧は、人間にとって一日も欠くことのできない基礎的な物資です。不足時ともなれば、自国民、同一民族を最優先とします。先ほど外地の話として申し上げましたが、実は内地の各県知事も、自分のところから出すまいと随分努力をしています。まして外国にであれば、出すまいとするのは当然だろうと思います。食糧の確保は決して楽観していいものではない、何とかなるだろうではすみません。

最後にちょっと現在の話をします。これは御覧になったことがあると思いますが、外国から輸入している食料を換算すると、我が国の耕地面積の1.5倍くらい大きな土地を借りているのと同じというよく出てくる図です（資料39）。これに戦時中の食糧問題の経験を重ね合わせると、国内自給の部分では、召集によって農業労働力が不足した、転用によって農地が減少した、肥料が不足した、機械もなかった。輸入や移入の部分については、移出側の生産事情や貿易正貨の不足、それから輸送船の不足、輸出国の嫌がらせ、輸送船への攻撃、経済封鎖、こんなものが並びます。これと同じことが起こるわけではないと、私も思っています。しかし、結果的に同じような事態が十分起こりうることは、我々は常に念頭に置いておかなければいけないと思います。

最後に漢書の箴言を御紹介したいと思います（資料40)。「国は民を以て本と為し、民は食を以て天と為す」。民衆は食糧を天――それがなくなったら生存できなくなってしまうほど重要なもの――だと思っているし、為政者は常にそのことに気を配っていなければいけないということを戒めたものであります。これは戦時、平時を問わず、為政者が持つべき心構えだと、私は考えています。

どうも御清聴ありがとうございました（拍手)。

質　疑　応　答

(1) 両角和夫氏の質問

両角　私から感想と、１つだけ質問させていただきたいと思います。私は農業経済学をやってきて、いつも農業問題の難しさというのを感じているわけですけれども、今日のお話というのは、戦争という非常に極限の状態で、為政者もそれなりに食糧の確保というのを初めから考えていたと。にもかかわらず、うまくいかなかったということは、やはり如何に食糧の確保といいますか、管理というのは難しいか。平時でも難しいのに、戦争においてもっとひどいことになっているということで、平時というのは普通、市場経済での世界だと思います。これでも非常に難しい。戦争になって、国も総力を挙げて何とか確保しようとしたけれども、いろいろ難しい問題があって、政府の中でうまく意思疎通ができないとか、天候が不順だとか、船舶が確保できないとかという問題があった。そういうことを考えながらも、それなりに食糧の確保をしようとしたけれども、できなかったという、いかに食糧の確保というのが、我々にとって難しい問題かと。これは海野さんもそう強調されておられますし、私も、それを今回痛感したという次第です。これは感想です。

それで、１つだけ、本当に簡単な質問ですけれども、海野さんの御本を拝読していて思ったのですが､農家の保有米というのが大体2,000万石ぐらいありますよね。2,000万石というのは300万トンぐらいですかね。あると思うのですけれども、これに最後まで、政府は手をつけなかった。手をつけようとしたけれども、つけなかった。１人４合ということですよね。都市の住民が2.1合ぐらいしかない。ここに相当な差があります。これは、僕はちょっとわからなかった

のです。結局、農家に結構な在庫があって、それがいろいろな見えないところで縁故米のような形でクッションになっているのか、それともそれは別だと。余り考えなくてもいいのだというのか、農家の保有米の推移について、海野さんからコメントをいただければありがたいと思います。

海野　今日はお話しするのを省略しましたが、食管法は、自家保有米を除いて全量出せとしています。その自家保有米の数量というのは、本には記しておきましたが、同居の家族を基礎として、年齢に応じた１人当たりの基礎の数量があって、それを乗じて算出します。算出の基礎は、「同居の家族」になっているのです。

それで、私が注目したのは、先ほど言った出征の兵士の分がカウントされているのか、されていないのか。そこに大きな数量の余地があると思うのです。というのは、この図です（資料29）。この段階（昭和16年）で220万くらいの将兵が内地、台湾、それ以外のところにいた。それが昭和20年の段階では500万ぐらいになっている。当然、農家にも赤紙が行っている。では、その人たちの分が同居の家族の中の人数に入っているのかどうか。現在行われている預金通帳の名寄せみたいな形でできれば、当然、召集によって農家の自家保有分は少なくていいのだよね、それは軍のほうに行くのだから、軍のほうで配当をもらっているのだから、こっちは要らないだろうとなります。都市住民だって同様ですが、都市の分には酒米などが入っており算出しにくく、農家がわかりやすいと思ったので、農家で試算してみたのですけれども、召集に応じて減っていないのです。召集されて中国大陸や南方に行ったあんちゃんの分は、農家が手持ちで持っていたのではないかというのが、私の推測です。それをさらに検証してみようと思って、今、いろいろ調べています。なかなかわからないのですが、バファーとして少なくとも、この分が考えられます。

さて、同居の家族だけですから、いわゆる縁故先は対象に含まれません。縁故米は有償であれば闇であり、禁止されています。自分の食う分を減らして、東京にいる誰かに無償で渡すことは可能かもしれません（注２）。それが１つ。

それから２つ目は、これは食糧関係の本によく出てきていますけれども、くず米は農家の手元に残してよかった。１人４合のほかに残せた。くず米とくず米でないものの区別はつきにくい。ということは、ほとんどルールがあってな

いようなものだと。「くず米は入らないぞ」と言ったら、一斉に、反対していた人たちが手をおろしたという話が井野さんの本の中に書いてありましたし、県の農会報をずっと見ているのですけれども、その中でも、そのことを強調していた県がありましたから、その辺のところに秘密があるのではないかと、私は思っています。

ちなみに、私は農家出身ではありませんので、そういう意味では、多少バイアスがかかっているかもしれません。

(2) 熊澤喜久雄氏の質問

熊澤　こういう方面のことを初めて、丁寧にお調べになったのを伺って、大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

戦争中のことを考えますと、男子がみんな戦争に持っていかれて、労働力が大変だったというのが実感としてあるのですけれども、５ページに「生産を巡る状況」というので資料がございます。そこで、「農業従事者数」というのと「うち男子」という数字が、15年と19年で、意外と変わっていないですね。もっとひどく減っているのではないかというような実感を持っていたのですけれども、この数字というのは、農水省が作表したわけですね。

海野　違います。農林省はこの当時、農業従事者の数を調べていません。

熊澤　そうですか。これは僕らの実感から言って、小学校はどうかわからないけれども、中学校ぐらいから、みんな勤労動員で農家の手伝いに行きました。ああいう学生の数もみんな入れているのではないかというような数ですね。

何となく数字そのものをごまかしているのではないかという気が、先ほどからしていたのですけれども。

海野　このような一覧表をつくりたいと思って、随分探したのですけれども、農林省関係のところからは見つけられませんでした。あったのは、当時、厚生省の次官引継ぎ資料みたいなもの（正確には『日本帝国主義史３・第二次世界大戦期』所収の「厚生次官在勤記録」８＜重要参考資料＞）の中にこれが入っていました。さらに調べてみると、昭和15年には国勢調査がありました。それから昭和19年は、その後５年を待たずに、いろいろな問題があるので、人口調査を行っています。引用した資料はその人口調査の結果を反映したものだと思

います。ですから、人口調査でどういう定義をしていたのかにかかりますが、勤労動員の子どもの数が入っているとは到底思えないのですけれどもね。

熊澤　高等学校の生徒なども皆、農家に勤労動員に行きました。もちろん工場とか、そういうところにも行っていますけれども、そういう調査だって、みんな男子で出てくるわけですね。

海野　正確に私、今ここではわかりませんが、定義（注３）がもちろんありますから、それに従うということだと思います。

農林省の統計でないということだけは間違いないので、そこだけは重ねて申し上げておきます。

(3) 松川　正氏の質問

松川　大変多くの資料をお調べになって、おもしろい話をありがとうございました。

私の質問は、農家に、家族数に応じて保有米というのですか、それを認めるときに、ジャガイモとかサツマイモとか、あるいはソバなども全部米に換算されたのか、それともそれは農地のある人は自由につくって、ということであったのか、その辺はどうなのでしょうか。

海野　その数量については、農家の分については全部米です。米の量です。需要のほうを３つに分けると、農家と軍人とそれ以外の都市住民ということになりますけれども、都市住民と軍人は、代用食糧も込みです。

松川　田んぼだけの農家はともかくとして、農家は大概、畑もかなり持っていたと思います。そうすると農家は、戦時中は働き手は少なくて困っていたかもしれませんけれども、食料自体はそれほど困っていなかったと考えてよろしいでしょうか。

海野　私はそう思っています。東京で都市住民の一人だった母から聞いている話とも合致するので、そのように思っています。

(4) 平澤明彦氏の質問

平澤　大変貴重なお話をどうもありがとうございました。今日のお話で、徴発が食管制とは別にあって、そこでもお米が集められたというお話だったので

すが、その徴発というのは、どれほどの規模で行われていたと考えたらよろしいのでしょうか。

海野　先ほど第32軍の人数を申し上げましたけれども、半年分を第32軍は確保した、我々のほうは大丈夫だから、あとは知事さん、住民の分をしっかり確保してねという言い方をしています。

平澤　ありがとうございました。

(5) 深谷成夫氏の質問

深谷　今日、御説明いただいていない部分で、ご本の中に出てきますが、海外に行っている部隊が食糧を現地で調達するというのが基本ですが、その中でラバウルのように、その地域で農業生産をやっていたというお話が出てまいります。この辺の戦略というのでしょうか、地域性というのでしょうか。多くの兵士は戦わず餓死をしてしまうのですけれども、餓死をする前に農業生産をやったというようなことはあるのでしょうか、先ほど御説明になられました沖縄の、本当に悲劇的な話ですけれども、戦闘の最中に田植えをし、収穫をしようとしていたという、そのような事例もございますが、外地の軍隊が戦略的に、そこで農業生産を本当にしようとしていたのかというところをちょっと教えていただければありがたいと思います。

海野　私も軍全体の状況を知っているわけではありませんけれども、ラバウルでの件は有名な話です。同地の司令官だった今村均さんが特別な手当てをした。米軍は上陸戦をしてまであそこをとる軍事的な必要がなく、封鎖だけで蛙跳びされてしまいます。この事態を予測して、鍬だとか種なども含めて、内地から送らせることをしているのです。それで、将兵が餓死せずに生き残ったといえます。

それは、今村さんは中国の、南寧市だったと思いますが、そこで蒋介石軍に包囲されて、食糧不足にえらく苦しんだという経験をお持ちの方なのです。その方がラバウルに行って、自分の経験から、これは食糧を確保しないと、周りを囲まれたときにどうにもならないとの認識のもとで行動したものです。同じラバウルにいた海軍は、最初見向きもしなかったというぐらいですから、陸軍と海軍の違いもあるかもしれませんけれども、個人的なキャラクターによると

ころが非常に大きな話ではないかと思っています。それが１つ。

それから２つ目は、今、外国の話を言われましたけれども、実は国内でも農耕兵がいました。戦争の最後の年ですけれども、北海道での例が知られています。残念ながら収穫までいかないうちに終戦になったようです。日本人の兵隊を使って始め、途中で朝鮮半島の農業者を連れてきて、それに代えるということの構想もあったようです。そうなると強制連行の話につながってくるかもしれませんが、実際には最後まで日本人がやって、鉄砲の弾は一つも撃たない兵でした。本（『戦う陸軍農耕兵』）の中にも出てきますけれども、北見市の試験場の場長さんが指揮官になったようです。ですから、その例は実際に、国内でもあったのですけれども、全体から見ればほんのわずかな話です。大抵は、現地調達をする。それまでの間に必要なものを、どのくらいの量の食糧を持っていったかは、正確にはわからないものの、多くて２～３カ月分くらいではないかと思います。移動の期間中と、向こうに着いてしばらくの間の分だけは持っていたでしょうけれども、それ以後の分は現地で調達する。調達ができるところで戦争をするというのが日本軍の基本だったと思います。

(6) 渡辺好明氏の質問

渡辺　どうもありがとうございました。エピソードの紹介と質問をします。まず、エピソードの方は、海野さんのこの本は、本文もおもしろいのですけれども、（注）がふんだんで、そこに大変なエピソードが盛り込まれていて、おもしろいと思いました。石黒さんが会議の場で食糧問題を論じているときに、軍務局長がそれに対して意見を述べようとすると、「いや、俺は君に聞いていない、大臣に聞いているのだ」という話とか、終戦になったときに、「ようやく終わりましたね」と部下から言われて、「いや、農商務省はこれからが出番だ」というような話です。石黒さんの話をもうちょっとしますと、私、官邸にいたときに古川さんという、厚生省出身の事務の官房副長官から、「農林省はいいね」と。「何でですか」と言ったら、「石黒農政という言葉があるじゃないか。厚生省にはそういう言葉はないんだ」という話をされまして、非常に感激した経緯があります。

それからもう１つは、海野さん、丹念に調べていらっしゃるのですが、当時

の新聞報道が、戦争をどのように誤解をさせて、引っ張っていったかということについて、ちょっと感想をお聞かせください。それからこれから先、お調べになるつもりがあるのかどうか。例えばリットン調査団の報告書。日本の新聞は挙げて、＜支那側狂喜＞などと日本は大負けのような報道をするわけです。ところが実際には、その中身を分析してみると、日本の満州における権益をかなり認めているわけです。それから、海野さんの例に出てきた仏印進駐に伴って経済封鎖、とくに石油の封鎖をするのだけれども、封鎖の内容をよく見ると、軍事的には余り日本に影響のないような封鎖の内容だった。これは私が言っているわけではなくて、東大文学部教授の加藤陽子さんが言っているのですけれども、そのような海外からのシグナル、まだ話し合いの余地があるよというシグナルを読み切らないまま、一か八かで、今、やらなければだめだというような話に持っていった。それで、交渉を継続しようとすると、新聞が、もうそういう時期は終わった、開戦だ、開戦だと言って、特に朝日新聞を中心に、そういうことをあおる。そういう話がオーバーラップしてくると、海野さんの、この第二作としてはおもしろいと思うのですが、いかがでしょうか。

海野　私の調べたものの中で、マスコミの、今のようなお話を直接取り上げているところは確かにありません。ただ、１つは、外地の関係のことを調べようと思って、朝日新聞の外地版をずっと読みました。朝鮮総督府の情報というのはなかなか残っていないものですから、新聞や年鑑まで調べたのです。外地版でも新聞の傾向はある程度わかりました。

それからもう１つは、これは昔の記者の方が聞き取りながら書けなかった記事を纏めた本（『報道できなかったニュース』）がありまして、それを見ると、オフレコと断っているものもありますが、制約があったのではなくて、自分で制約をかけてしまったか、あるいは初めから結論ありきで、そういうことだけを載せたものものあるのではないかと思います。我々も自分の行政の中で経験したことがありますから。

マスコミ全体がどう動いたのかというのは一つの大きなテーマですけれども、ちょっと私の手に余るのではないかと思います。

――了――

注

1）本講演録及び参考資料で引用した史料（法令名を含む）の一部には、聴講者及び読者の便を考慮し、カタカナ書きの原文をひらがな書に改めたものがある。

2）『秋田県農会報』第３４５号所収の「米穀管理規則の質疑事項」（米穀局長発地方長官宛通牒）によれば、食糧管理法に先行する「米穀管理規則」（昭和15年農林省令第97号）に関連して、「２１、問　生産者又は地主は自家用保有米中より他県に居住せる親戚関係者に米穀を送ることは差支えなきや」に対し、「販売に非ざる限り差支えなきも県令等による移出の制限又は禁止の規定あるはこれに依り制限又は禁止とせらるるものなること」との回答が示されている。

3）「昭和19年人口調査」に関する勅令、閣令及び訓令並びに調査結果（「集計結果摘要」）に、農業勤労動員学生（おそらく無給）の取扱いを明記した箇所はない。ただし、以下の点からみて、当該学生を「所属の産業」の一である農業に加えることは、消極に解しては良いのではなかろうか。

① 学生生徒の区分があり、「職業をもたない学生生徒をいう」と説明されていること（集計結果摘要）。

② 産業別有業者数は、「経営者、事務者、技術者、作業者及び公務者・自由職業者・その他」に５分類されており、「学生生徒」及び「その他の無業者」（主婦、国民学校の児童、老齢者など職業を持たない人をいう）は除外されていること（同上）。

③ 調査は、世帯主が「昭和19年2月22日」の「其の世帯に現在する者」について一括して申告したこと（閣令第1条、第5条）。

参考資料

平成２８年１１月７日
公益財団法人日本農業研究所

「開戦・終戦の決断と食糧」について
―軍・外地を含めた大日本帝国として―

海　野　　洋

１　はじめに～７５年前の我が国を想う～

２　昭和１４年の朝鮮大旱魃とその影響

３　開戦の決断（近衛内閣・東条内閣の国策検討）

４　開戦後の展開

５　終戦の決断（鈴木内閣の国策検討）

６　むすびに変えて

冒頭に戦争と食に関する警句を紹介。

「戦争は銃ではじまるが、
決着をつけるのは常にパンである」

＊米国第31代大統領・フーバーの1943年の発言
（第一次世界大戦後の救済管理局長）

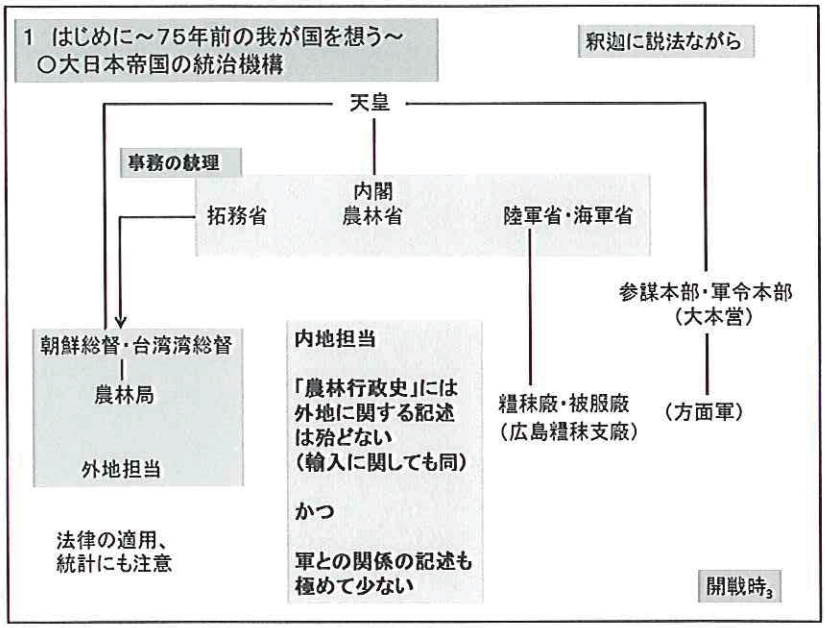
1

※ 昭和の初めには、第一次世界大戦でドイツが食糧不足で敗れたことは、謂わば常識。
（軍を含めた為政者は当然「食」に関心あり）

※ 米英を相手の大戦を検討するに当たり、我が国（軍・外地を含めた大日本帝国）は食糧について、どのように見通し、開戦後は如何なる努力を行ったのか。
また、終戦を決断するに当たり、食糧事情がどのような影響を与えたのか？

→ 実は、戦史・昭和史でも、農政史の分野でも十分な研究はこれまで行われず。

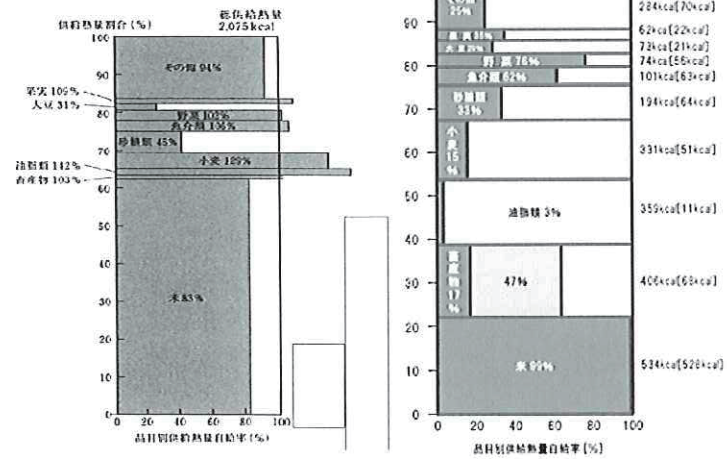
2


1 はじめに～75年前の我が国を想う～
○大日本帝国の統治機構
釈迦に説法ながら
天皇
事務の統理
内閣
拓務省
農林省
陸軍省・海軍省
参謀本部・軍令本部
（大本営）
朝鮮総督・台湾湾総督
農林局
外地担当
内地担当
「農林行政史」には
外地に関する記述
は殆どない
（輸入に関しても同）
かつ
軍との関係の記述も
極めて少ない
糧秣廠・被服廠
（広島糧秣支廠）
（方面軍）
法律の適用、
統計にも注意
開戦時3


○ 昭和史の"オサライ"
軍事関係
日米関係
米穀関係
昭和12年 7月 支那事変勃発
9月
RI
米穀の応急措置に関する法律
13年 4月
国家総動員法
14年 6月 天津英仏共同租界封鎖
7月 同上解決（英国側譲歩）
米国は日米通商航海条約の破棄を通告（6ヶ月後発効）
9月 日ソ中立条約締結
8月 独ソ不可侵条約締結
9月 ドイツによるポーランド侵攻
◆朝鮮大旱魃
15年 3月 汪兆銘政権成立
5月 ドイツ電撃作戦開始
6月 独仏休戦協定
7月 英はビルマ・ルート封鎖
8月
臨時米穀配給統制規則(省令)
9月 北部仏印進駐
日独伊三国同盟署名
米穀管理規則(省令)
10月
米国は屑鉄の対日輸出禁止
日仏印交渉開始
16年 3月
◆日米交渉開始
4月
六大都市で配給開始
6月 独ソ開戦
7月 ◆南部仏印進駐
米国は在米資産を凍結
8月
米国は対日輸出禁止を拡大
4

○ 日本人の食生活 ～カロリーベース食料自給率～

※我が国のカロリーベース自給率は、約4割（先進国中最低）



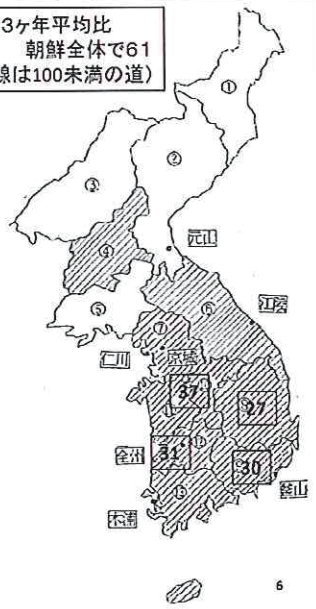
昭和14年度（内地：89%）　　平成27年度（39%）

5

2 昭和14年の朝鮮大旱魃とその影響

○ 旱魃の実相

対前3ヶ年平均比
朝鮮全体で61
（斜線は100未満の道）



（現在の日本ならば豊作の天候ながら）
当時の朝鮮は、全水田のうち
「水利安全」なものが45%
「水利不安全なるも灌漑設備を有する」ものが23%
「天水田」が32%
（昭和10年末現在）

7月20日現在の稲の作付進捗率
全体で70.9%
⑧慶尚北道27.2%
⑫全羅北道47.1%
⑩忠清北道51.0%

大々的な灌漑事業の実施がなければ、
旱魃の再来は必至の状況

6

○ 仏印・泰からの米輸入

内地の米需給

（単位：万石）

米穀年度	昭和14	15	
前年度持越高	849	406	
前年産米実収高	6,567	6,896	
朝鮮米	569	40	&
台湾米	396	278	
内外地合計	8,402	7,620	
輸入米	16	799	#
供給合計	8,417	8,419	
輸移出高	77	94	
消費高	7,934	7,889	
うち　農家保有	2,946	3,023	
軍民需配当	5,021	4,786	
需要合計	8,011	7,983	
翌年度持越高	406	436	

& 朝鮮大旱魃＝移入激減

仏印・タイからの大量輸入

（註）米穀年度は「前年11月1日～当年10月31日」

昭和14年の日本の輸入総額
29億05百万円
同年末の外貨準備高（内地正貨）
5億59百万円
昭和15年の米輸入額
1億96百万円

○畑陸相の不満吐露　RⅡ

「農林当局の無能により何等手を打たず、結局外米300万石輸入を要求しあるが、これが為に外資7千万円を必要とし、物動は【対前年度計画】75%に降下することゝなり、到底国防計画を実行するを得ず。企画院総裁より申出ありたるが外米を買ふことは反対も出来ず」
（畑俊六日誌：昭和15年5月31日条）

※石黒農相は陸軍との関係修復のため、荷見次官を更迭、井野次官登用へ

○ 南部仏印進駐と米の確保（北風と太陽）

※昭和16年6月30日第36回【大本営政府】連絡懇談会
▲松岡外相「南仏に進駐せは、石油、「ゴム」、錫、米等皆入手困難となる」
△武藤局長「南仏に進駐してこそ「ゴム」錫等か取れるのである」

※日泰軍事協定の締結に関する陸海軍総長からの上奏時（昭和16年1月24日）
▲昭和天皇「仏印とは米の問題等重要事項あるを以て政府と十分連絡してぬかりない様にせよ」

※「我が進駐部隊が海南島に集結中」の時を回顧して
▲昭和天皇「呼び戻そうと思へば戻せる余裕のある時であつたので私は蓮沼[蕃]武官長を通じ、東条に対し、国内の米作状況が極めて悪いから、若し南方からの米の輸入が止つたら国民は餓死するより外はない、進駐は止める様に言はせたが、東条は承知しなかつた」（「昭和天皇独白録」・P.58～59）

※「現情勢下に於て帝国海軍の執るべき態度」（海軍国防政策委員会第一委員会・16年6月5日）
△帝国海軍は左記の場合は猶予なく武力行使を決意するを要す。
(ロ) 蘭印、泰、仏印が生「ゴム」、米、錫、「ニッケル」の全面禁輸をなしたる場合

8

○ 南部仏印進駐と日米交渉　　テーマ：南西太平洋方面に於ける両国の経済活動

○日本側説明　野村大使→ウェルズ国務次官（7月23日）

＜専ら、食糧確保等に限定したもの（外務本省指示）＞
・「日本は米、原料その他の食糧品の供給の源泉を断たれないことを確保する必要がある。蓋し右諸物資の日本流入が南部仏印に於ける中国人及びド・ゴーリストの活動に依つて妨げられるかもしれない」
・「今度日本が執つた措置は若干の強国が熱中してゐると日本が信じてゐる日本包囲政策に対する防衛手段である」

○ルーズベルト大統領の仏印中立化構想提案（7月24日）

日本が仏印占領を中止すれば、米・中・英・蘭は仏印を中立地域と看做すと宣言する（日本も同様）。その上で、
「日本はその説明する如く日本が獲得せんと求めてゐる食糧その他の原料の供給源泉を日本自身のために確保すべき最も完全にして最も自由な機会を提供せらるることに関し拘束力ある証拠が日本に与えられる」
→　8月6日、日本側は拒否回答（野村大使→ハル国務長官）

9

3 開戦の決断(近衛内閣と東條内閣の国策決定)

○ 開戦決断までのプロセス

企画院総裁の発言
「食糧も大丈夫也」

7月25日：米国は、在米日本資産凍結を発表
7月28日：日本はヴィーシー政権の許可を得て南部仏印に進駐
8月　1日：米国は、日本への石油輸出禁止を発表
※我が国は今後の国策を再検討
9月　3日：連絡会議（「帝国国策遂行要領」決定）
ア「10月下旬を目途とし戦争準備を完整」、
イ「並行して米・英に対し外交」により要求貫徹に努力
ウ「10月上旬頃」までに交渉による解決の目処なきときは「開戦を決意」
9月　6日：御前会議（昭和天皇は、明治天皇の御歌引用し、再検討を示唆）
10月16日：近衛内閣総辞職

10月18日：東條陸将に大命降下国策再検討、この時国策再検討を下命
（所謂「白紙還元の御詔」）
10月18日～11月1日：大本営政府連絡会議（総理、陸・海・蔵・外・企＋統帥部）
11月　4日：閣議　☆
11月　5日：御前会議（鈴木企画院総裁出席、井野農相出席せず）★
（11月26日：米国は、ハル・ノート提出）
12月　1日：御前会議（鈴木企画院総裁・井野農相とも出席）★
（12月　2日：拓相交代　＝　東郷外相　→　井野農相）
12月　8日：日米開戦

10

○両相の説明
（11月5日と12月1日の御前会議）

・16. 11. 5の鈴木企画院総裁の説明と16. 12. 1の井野両相の説明は基本的に同じ（筈）。

・右の井野説明数量は、農林省の17米穀年度の当初計画で補完。

※ 鳩田海相の受止め方
・井野説明に関してはなし。

・企画院総裁説明に関して
「米は17年度仏印泰よりの期待量を減すれは雑穀の利用必要」
（「鳩田繁太郎大将備忘録第五）

17米穀年度・内地の米需給

（単位：万石）

	16. 11. 5 鈴木説明	16. 12. 1 井野説明
前年度持越高		839
前年産米実収高	5, 913	5, 545
朝鮮米	628	} 1, 000
台湾米	310	
内外地合計	6, 851	7, 416
輸入米	1, 000	★ 1, 074
供給合計		8, 490
輸移出高		90
消費高		★ 7, 900
需要合計		7, 990
翌年度持越高		500

※井野説明の内外地合計は、表に掲記していない16年産米（16米穀年度内消費）と17年産新米（17米穀年度内消費）を加味して算出している。

○ 井野農相説明の概要

＜当面の不足対策等＞
・不足対策としては、「外国米に依り之が補給を要すべきを以て目下其の具体的手段を講じつつあり」

・「外米輸入の困難なる場合も予想せらるるを以て国内に於て自給自足の対策を講ずるの要あるを認め曩に戦時緊急食糧対策を決定」

・その内容は、麦及び甘藷・馬鈴薯の増産、酒米の節約その他の消費規正を強化

・「朝鮮及台湾産米の移入を確保すること絶対的に必要」、「内外地を通ずる食糧行政の統一又は連絡の強化並に輸送船舶の獲得」が前提

・外米の輸入について、「此際各方面の協力に依り極力之が輸入に努力し若し所期の外米確保を得ば之に相当する数量の米穀の貯蔵を行ふ方針の下に各般の施策を講ぜんとす」

＜長期戦に即応したる恒久対策＞
・①既に確立した食糧自給強化施設、②「目下画策中の日満支を通ずる綜合食糧対策」等を遺漏なく実施すれば、「国民生活に必要なる最少限度の食糧に付ては長期に亙り之が供給確保を図り得るものとす」

12

○問題点

＜1＞　そもそも、内地の食糧確保についてのみ論議
※農相は、内地担当の責任者。
外地担当は拓務相で、当日は東郷外相が兼任。
ただし、東郷大臣の発言は、専ら外相としてのもの。
なお、この御前会議翌日の12月2日に、拓務大臣は交代（井野農相兼任）。

＜2＞　輸入米の必要性が曖昧

＜3＞　「外地米移入が絶対必要」としながら、外地側の食糧供給力の面からの確認なし。
※説明箇所は「当面」だが、「長期戦」でも事情は共通。

＜4＞「既に確立した食糧自給強化施設」により大丈夫としながら、その内容について全く説明なし。

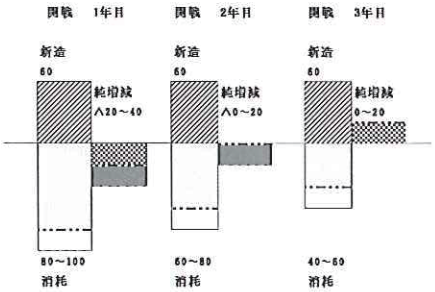
＜5＞需要のうち、（内地）人口の（実質）増減に関して言及なし。

13

○ 鈴木企画院総裁説明の概要と問題点

＜1＞　「米輸入」の前提である輸送力の評価が過大

新造＝過大、消耗＝過小、タイムラグ＝無視



＜2＞　開戦・避戦で「米輸入」の必要性にダブルスタンダード
＜避戦：必ず獲得すべき、開戦：代用食でカバーできる＞

＜附＞手続面で、農林省と未調整のままか。
説明文中に「17米穀年度（昭和16年10月より昭和17年9月迄）」の誤記あり（正は、「前年11月1日～当年10月31日」）。

14

（参考） 御前会議の結論（開戦可能）と相反する見解

○陸軍
・秋丸機関（日本国力調査は現存しない）＝16年夏
○海軍
・軍令部図上演習（石油【米】の輸送護衛の戦力なし）＝15年5月
○総力戦研究所の見方
・第1回総力戦机上演習（窪田内閣）＝16年8月
○満鉄調査部
・新情勢の日本政治経済に及ぼす影響調査＝16年夏

○その他
・石原莞爾（陸軍中将）
・小林躋造（海軍大将）、
・渡辺銕蔵（元東大経済学部教授）
・山崎靖純（元読売新聞経済部長）
　いずれも、南方からの米輸送は不可能との見解

15

4 開戦後の展開

○ 米穀の輸送（ABC船の利用と「解傭」問題）

昭和16年11月5日の御前会議における企画院総裁の説明

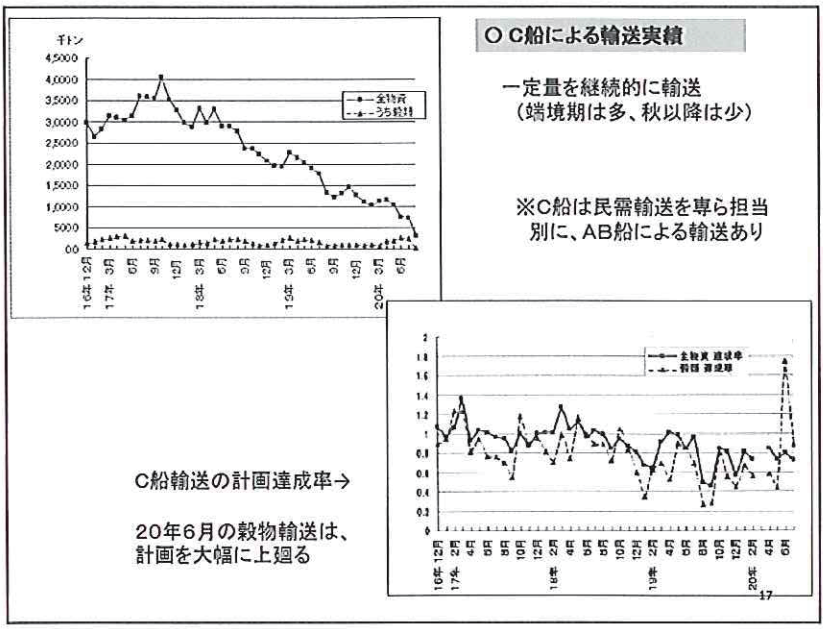
○民需用として常続的に最低300万総噸の船腹保有が可能の場合に、概ね昭和16年度物資動員計画の供給量を確保することは可能

○南方作戦のために特別に必要となる船腹量及び期間は陸海軍と企画院との間で協定済み

RⅢ	物動上の解傭予定（御前会議説明）	解傭通知あり	物動船として当月使用可能	物動計画への影響
	総噸	総噸	総噸	万瓲
昭和17年4月	40万	0万	0万	△77万
5月	＋ 5万	18．2万	12万	△63．5
6月	＋ 15万	24．2万	18．76万(累計)	△79．5

○ガダルカナルの消耗戦が始まり、陸海軍とも37万総噸、25万総噸の増徴を要望、これに対し企画院は未決着の解傭問題の解決を迫る。

○事務方で決着せず、東條首相のもとへ。田中新一参謀本部第一部長の「馬鹿野郎」発言へ（同部長は更迭されるが、陸海軍の要望は容認）[16]



○生産を巡る状況

内地の米穀生産量と生産手段等の推移

（単位：千石、千町、千戸、千人、千㌧、%）

	米穀収穫量	耕地面積	稲作付面積	総農家数	農業従事者数	うち男子	販売肥料	自給肥料
15年	60,874	6,017	3,178	5,480	10,316	4,784	758	914
	100	100	100	100	100	100	100	100
16年	55,088	5,997	3,182	5,499			666	964
	90	100	100	100			88	105
17年	66,776	5,968	3,164	5,505			528	1,026
	110	99	100	100			70	112
18年	62,887	5,924	3,110	5,590			435	1,056
	103	98	98	102			57	116
19年	58,559	5,844	2,979	5,537	10,678	4,103	300	1,149
	96	97	94	101	104	86	40	126
20年	39,149	5,346	2,893	…			120	1,075
	64	89	91	…			16	118

18

○ 生産増対策

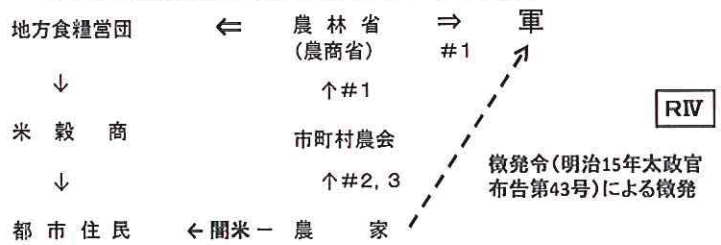
カロリーベースでの最大供給の確保

※ 生産した農作物から得られるカロリー
＝面積（転用禁止・空地の利用）
× 単収（高生産性農家への集中）
× 作物（カロリー価）

19

○ 食糧統制に関する法令の整備

食糧管理法(昭和17年法律第40号）の下での米流通



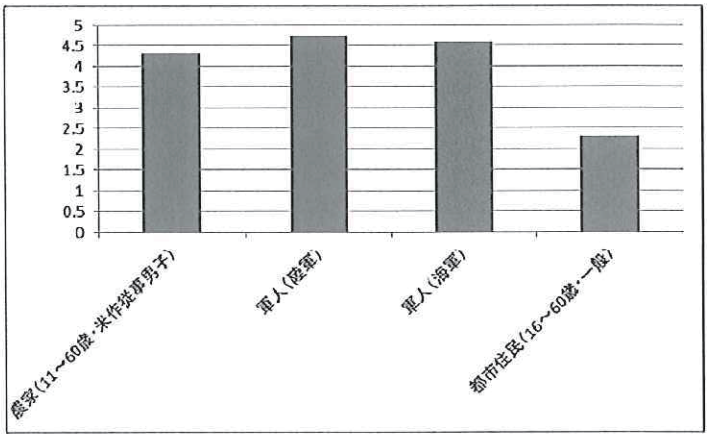
米穀通帳による配給受取
（1日1人2合3勺）

自家飯米等を除いて全量供出義務
（1日1人4合～4合3勺）

「徴発令」の原則は、地方公共団体経由。
農家直接の根拠は、正確には、「徴発事務条例」（明治15年太政官布達第26号）

20

（参考）1人1日当たりの配当基準量の比較(昭和19年末)

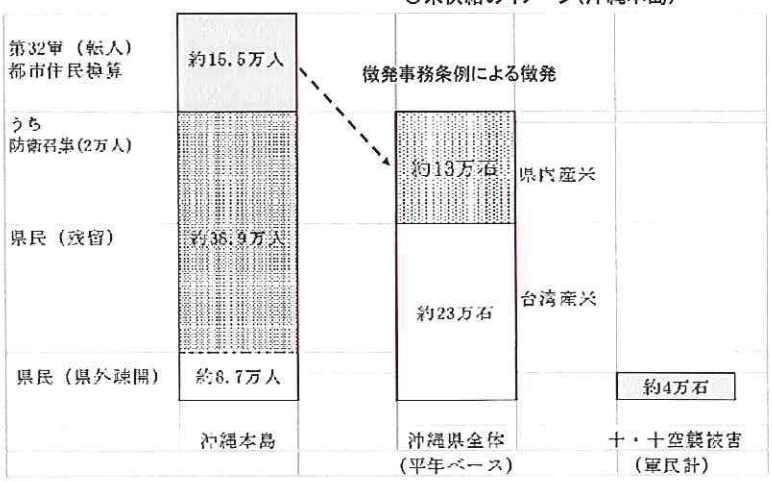


※陸海軍軍人（米麦込み）は、都市住民（代用食糧込み）の1.9～2.1倍

21

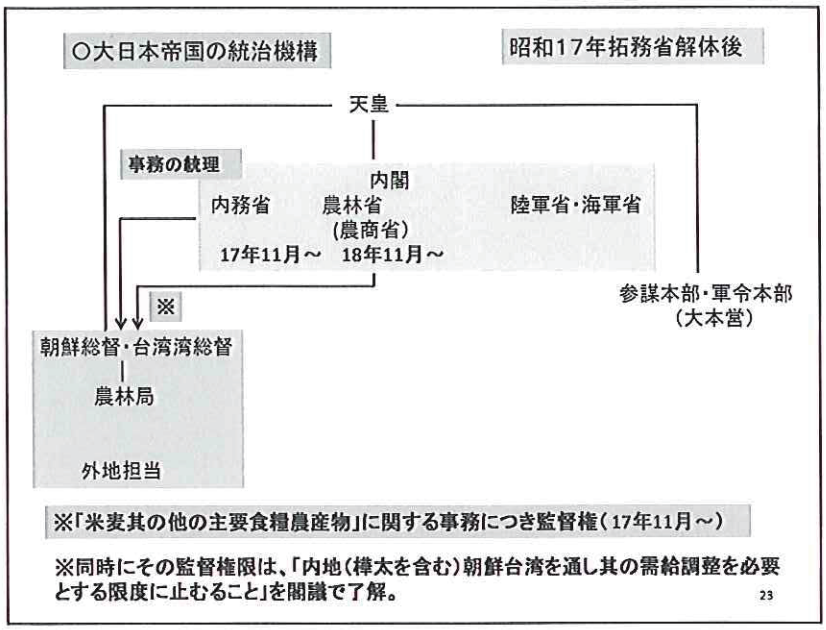
○ 沖縄戦下の食糧事情

○米供給のイメージ（沖縄本島）



＊第32軍の将兵実数は6．6万人

22



○内地の期待に応えぬ両総督府

○南方からの輸送が困難となるに伴い
「日満食糧自給に関する措置要綱」を閣議決定(昭和18年12月21日)

この要綱に基づき、「日満食糧協議会」設置
(要綱決定に併せ、農商相の監督権限の制約に関する了解も廃止)

○農商相に監督権限がある中で、第2回会合を開催(昭19年12月6･7日)

・島田農商相;「朝鮮、台湾側に対し、お説教とも思える態度で督励」

・朝鮮、台湾側;「悪条件を羅列」

→協議は決裂。その後再協議の結果、「朝鮮の力量を十分諒解され」、「鮮米の内地移出は」、「大体昨年の4割減」で決着。

→ 輸送力の問題以前に、移出力の段階で、構想は破綻。 24

○ 揺れ動く方針：戦意高揚策か、中長期の需給確保か　　＊は官僚出身

大臣	需給調整関連事項		軍の動き
井野（＊）	約300万石を軍に隠して捻出		
山崎	ー		
内田	約150万石使用（防空備蓄米） なお、学童給食・幼児加配実施	▲	
島田	約90万石を東京・大阪の加配に使用 配給維持言明 （官僚は配給削減を企図） 昭和20年3月配給基準統一を閣議決定	▲ ▲	更なる捻出米の存在を疑う →農商省の調整に疑問 →戒厳令等の検討 RVI
石黒（＊）			

#島田：「長く細く行くか、太く短く行くか、何れかなり」「食糧配給を3合とし3月間を給するとの案を述べた」（19年8月）

#島田：「戦意高揚の為めには、後日に多少の支障があっても、増配を断行せねばならん」（20年2月）

（町田国務相：「米軍が上がってきて、食われてしまうなら、今のうちに食うというのもいい」）（20年2月）

25

5 終戦の決断（鈴木内閣の国策検討）
○「聖断」までのプロセス（その1）

「任怨」の覚悟と発言

◆4月7日：鈴木内閣成立（石黒農商相登場）
◆4月16日：最高戦争指導会議（昭和20年度第1・四半期物動計画について論議）
◆5月1日：配給量の全国的統一（削減）。

◆5月11日～14日：最高戦争指導会議構成員の初回会合（首相・外相・陸相・海相・参謀総長・軍令部総長）
◆6月8日：御前会議=「今後採るへき戦争指導の基本大綱」決定
→国力の現状の中で、「局地的に飢餓状態を現出するの虞あり」としながら、方針としては「飽く迄戦争を完遂」貫く。
◆7月3日：配給量1割削減を閣議決定（7月11日から実施、ただし大都市は8月11日から）
＊7月3日夕方：石黒農商相、昭和天皇に拝謁（約1時間）
◆7月10日：「国内戦場化に伴ふ食糧対策」（其の一～其の三）を閣議決定

26

○昭和20年4月時点の需給状況

右は、昭和20年4月2日に湯河食糧局長官が細川護貞氏(近衛文麿元首相の秘書)に語ったもの。

要約
この時点での内地の米需給見込みは、
外地米の移入、満洲産雑穀等の輸入の計646万石を充てても翌年度の384万石の赤字繰越、即ち、20米穀年度末(10月末)を待たず、需給破綻。
↓
食糧の輸送に要する船の確保は、絶対不可欠。

(単位:万石)

	S20.4.2 湯河説明
前年度持越高	231
前年産米実収高	5,620
朝鮮米	200
台湾米	13
防空備蓄米放出	
内外地合計	6,344
輸入米	0
代替食糧	1,468
うち 満洲産	433
供給合計	7,812
輸移出高	40
消費高	8,156
需要合計	8,196
翌年度持越高	▲384

※内外地合計は、表に掲記していない前年産米(前年度内消費)と新米(当年度内消費)を加味して算出。

○物動計画・船舶輸送を巡って (昭和20年4月16日の最高戦争指導会議)

○石黒農商相の発言
・統帥府及び軍部の両大臣が要望する数量は昨年に比し非常に大。

・要求増大の理由は地域的に交通遮断された時の対応と聞くが了解し難い。国民食糧の輸送も馬でとの条件なら、了解する。

・軍機を探る考えではないが、積算の基礎を示さなければ、責任を持つて計画を立てられない。

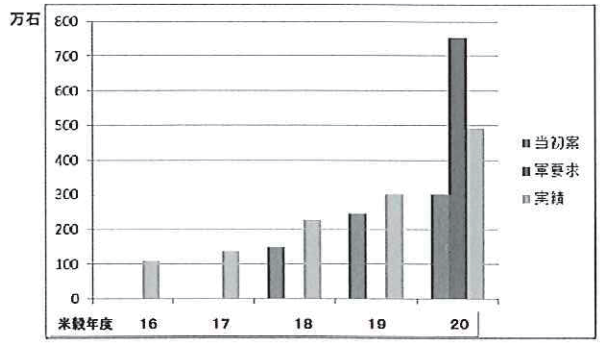
○米内海相の発言
・「海軍に馬糧が要るのかね」

※ 物動計画の結論
「食糧不足補填の為満洲糧穀類並大陸塩の取得に対し最優先配船」
(武器にも優先して)
※ 積算根拠に関する結論
「至急再検討」(結果的には、7月19日に閣議決定)

28

○軍需増の要求と「査定」

RVII



内地配置の将兵数(陸軍)

	昭和16年末	昭和17年4月	昭和19年11月	昭和20年8月
内地・台湾	51万人	40万人	93万人	256万人
上記以外	178万人	183～184万人	260万人	283万人
備　考		地上兵力のみ		

※召集に応じて農家保有米が減している訳でもない。

29

○昭和20年に九州に配備されていた陸軍部隊

二桁師団＝4，三桁師団＝10
(別に九州で編成され、上海配備の師団あり)

九州で編成された師団が、都市住民の召集によるものだとすると、
昭和20年に増加した将兵数は、都市住民換算で約46万人に相当。



	九州で新編成	九州外で新編成	九州外から転用	前年から配備	備考
方面軍直轄		第216師団			二桁師団＝3万人
第40軍	第146師団，第206師団	第303師団	第77師団		三桁師団＝1．8万人
第58軍	第312師団	第145師団，351師団	第57師団		
第57軍	第158師団，第212師団	第154師団	第25師団	第88師団	
九州外	第161師団				
在九州将兵数	9万人	9万人	9万人	3万人	
都市住民換算	18．9万人	18．9万人	18．9万人	6．3万人	2．1倍
都市住民減	9万人＋1．8万人	0	0		
差引増	8．1万人	18．9万人	18．9万人	－	
昭和20年増	約46万人			－	都市住民換算

30

○最後の苦闘



東大・日高教授助言
（島根に漂着）

陸軍の研究
（富山～山形漂着）

② 団栗の食糧化に関する件
（昭和20年7月30日・綜合計画局）

第一 方針
食糧自給対策の強力なる一環として山野の団栗類を極力採集し之が食糧化を普及促進す」
第二 要領
一、採集目標 500万石以上とす
二、採取方法
全国民に依り之が採集するものとし特に 学童及疎開者労力は有効なる活用を図る
三、採集山野に対する措置 【略】
四、処分
(一)採集せる団栗は原則として採集者の簡易加工等による自由食用化を認む。
【以下、略】



○「聖断」までのプロセス(その2)

7月 ＊26日：米国、英国及び中国は、ポツダム宣言を発表

8月 ＊ 6日：米国は、広島に原爆投下
＊ 8日：ソ連は対日参戦通告（モスクワ）
◆ 9日：最高戦争指導会議構成員会合
＊ 米国は、長崎に原爆投下
◆ 午後2時：第1回臨時閣議
◆ 午後6時半 ：第2回臨時閣議
◆ 午後11時50分 ：御前会議（最初の「聖断」）
……
◆14日午前10時50分 ：御前会議（2度目の「聖断」）
◆ 午後1時：臨時閣議（終戦の詔勅審議）
◆15日午後0時：玉音放送

32

○第1回臨時閣議における石黒大臣の発言

- 「未曾有の食糧難に陥り時期的に部分的に飢饉招来すべし。隘路は戦意昂揚の不十分に在り」
- 「決戦施策案は国力よりも飛躍し過ぎ実行不可能。本年端境期迄の食糧1割減とせり、兎も角端境期迄はやって行ける」
- 「21年度【に向けては】ー天候極めて不良　東北岩手県に霜あり霜柱あり、稲ヒエも2分の1全滅、野草【萩】も枯れたり」
- 「恐らく昭和6年の凶作に匹敵するもの。いま一時の応急策として収穫中の馬鈴薯をもう一度植ゑつける手配中」
- 「此の後の天気は回復【の見込みだが】、平年作以上【に】ならず、麦作も【は？】存外良し、600万石なり。」
- 「供給量21年度満州なし」
- 「敵上陸地点皆無【としても】、非常な困難あり 飢餓状態を随所に惹起すべし」
- 「殊に動員兵の民家に食をあさるに至りしは、誠に寒心すべきものあり、今後の事態は大いに懸念に堪へない」

33

○石黒発言の示唆するところ

20年産米実収高
＝3,882万石

（単位：万石）

	21米穀年度 石黒示唆	20米穀年度 9.3現状
前年度持越高		231
前年産米実収高	▼▼	5,620
朝鮮米	0	142
台湾米	0	15
防空備蓄米放出	(0)	147
内外地合計		6,333
輸入米	0	0
代替食糧	▼	1,293
うち　満洲産	0	296
供給合計		7,626
輸移出高		23
消費高	▼	7,413
需要合計		7,436
翌年度持越高		189

20年産米大冷害で不作
21年度は敵上陸で更に生産減
【外地米の移入は期待不可】

【備蓄の供給は性格上1回のみ】

【外国米の移入の期待不可】
代替食糧のうち、
【敵上陸あれば国内産も当然減】
満洲産は皆無に

配給量1割削減で20米穀年度は凌げるが、【21米穀年度は更なる削減が必要？】

※内外地合計は、表に掲記していない前年産米（前年度内消費）と新米（当年度内消費）を加味して算出している。

34

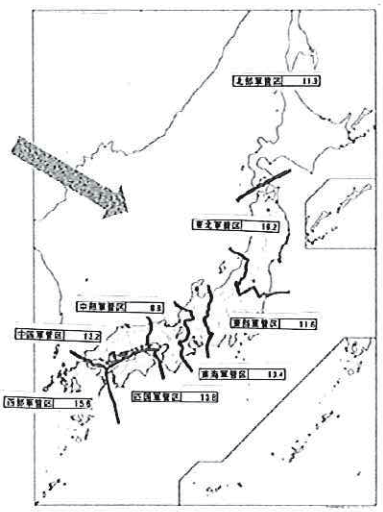
○陸軍の食糧に関する判断

※陸軍(軍需配当分)及び政府(都市住民配当分)に関し、
・7月1日現在の保有高と
・20年産の米麦、甘藷、馬鈴薯、大豆、小豆、玉蜀黍の供出量から
「支持月数」を算定

・同資料によれば、全国的には12．8ヶ月支持しうるが、中部軍管区(近畿)では8．8ヶ月しか保たないことを示唆。

※第87回帝国議会「義勇兵役法案外一件委員会」(6月10日・秘密会)において柴山陸軍次官は
「【敵が早急に本土上陸をやらない場合に】一番問題になるのは食糧の問題」
と答弁。

「糧食(飼糧、種苗、酒精用を除く)に関する戦力判断」
(8.5.戦備課林中佐)



35

○御前会議出席者

昭和天皇＝1921年(皇太子時代)に英国を含む欧洲訪問

○鈴木首相
○東郷外相＝1919年に陸海軍軍人とともに独逸視察団の一員としてベルリンに滞在。
○阿南陸相
○米内海相＝1915年～駐露武官補佐、1920年～独ポ駐在
○梅津参謀総長
○豊田軍令部総長

＊平沼枢密院議長

○印＝最高戦争指導会議構成員

(申し入れ)　(拝謁)
石黒農商相
(閣議発言)

(意見書)
岡田
元首相

(上奏書)
有田八郎
元外相

(拝　謁)
下村国務相
(情報局総裁)

○ 昭和天皇の回顧

○御前会議で、食糧問題に関する発言は、君臣ともなし。

○ 終戦の詔勅

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

＜他方、戦争終結の決断の動機を戦後問われ＞

（昭和天皇）もともと、こういうことは内閣がすべきことです。報告は聞いたが、最後の御前会議で議論がまとまらない結果、私に決定を依頼してきたのです。私は終戦を私の意思で決定しました。動機は、日本国民が戦争による食糧不足や多くの損失にあえいでいたという事実や、戦争の継続は国民に一層の悲惨さをもたらすだけだと考えたためでした。

（昭和50年訪米に際し、米NBC放送（E・ニューマン氏）の会見で示されたもの）

37

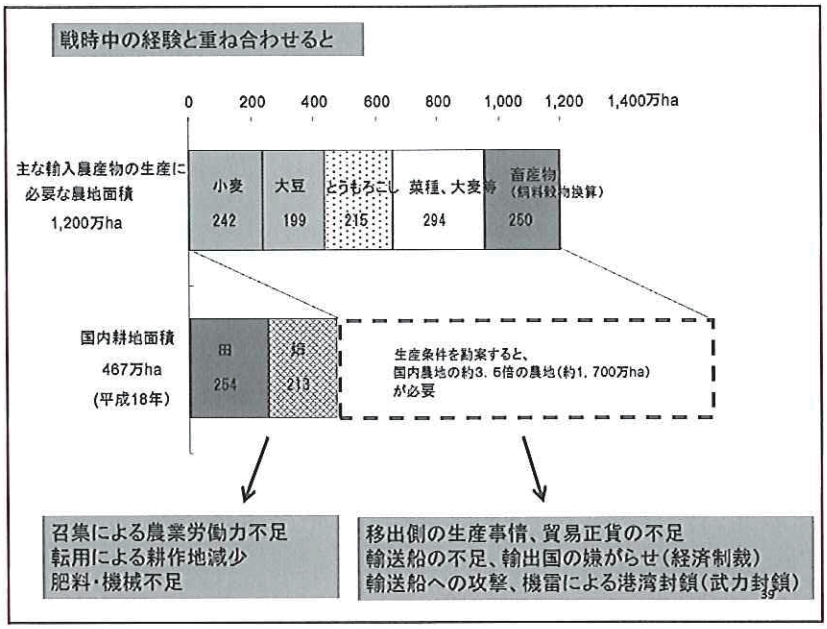
8 むすびに代えて

◇「大東亜戦争」を学ぶことは、一見無意味にも見えようが、未来を見つめる上での貴重な教訓として捉えるべき。＝彰往考来

◇開戦に当たり食糧について、国として統一の担当組織を持たぬまま、十分な検討を行わぬまま（農林省を参画させず、官僚も知らぬまま）、今後の対策の前提条件を確認しないまま、「食糧も大丈夫也」と判断。

◇食料は、「人間にとって一日も欠くことができない基礎的な物資」で、不足時ともなれば、自国民・同一民族を最優先とし、あらゆる手段を講じてその確保に血眼。「何とかなるだろう」と楽観して良いものでは決してない。

38



最後に漢書の箴言を紹介。

「国は民を以て本と為し、
民は食を以て天と為す」

民衆は、食糧を「天」－それが無くなったら生存できなくなってしまう重要なもの－と思っており、為政者は常にそのことに気を配らなくてはならないことを戒めたもの。

※　戦時・平時を問わず、為政者が持つべき心構え。

＜ご静聴有難うございました＞